

平成 23 年度国土政策関係研究支援事業 研究成果報告書

我が国における歴史まちづくりを目的と
したまちづくりファンドの到達点と課題
—萌芽期の日本と成熟期の英国の事例研究を通じて—

首都大学東京 都市環境学部 自然・文化ツーリズムコース 助教

岡村 祐

目 次

I. 研究目的・意義.....	1
II. 研究手法	1
III. 成果内容	2
○ 要旨	2
○ キーワード	6
○ 本編	7
1.はじめに	7
1-1.研究の背景.....	7
1-2.研究の目的.....	7
1-3.既往研究のレビュー.....	8
1-4.研究の構成と方法.....	8
2.歴史まちづくりファンドの理論的枠組み	10
2-1.歴史まちづくりファンドの定義.....	10
2-2.研究の視座.....	11
3.我が国における歴史まちづくりファンド	12
3-1.我が国における基金活用型の歴史的環境保全施策.....	12
3-2.民都機構による「住民参加型まちづくりファンド」	12
3-3.調査対象事例の抽出.....	14
3-4.調査対象事例の概要把握.....	14
3-5.各地での取り組みの概観.....	17
3-6.小結.....	31
4.英国における基金型歴史まちづくり事業	34
4-1.英国における歴史的環境保全の整備事業.....	34
4-2.保全地区を対象とした基金型歴史まちづくり事業スキーム	35
4-3.Townscape Heritage Initiative の事例	43
4-4.歴史まちづくりファンドとしての THI の特徴	51
5.我が国における歴史まちづくりファンドの展開可能性	53
5-1.総合的な歴史まちづくりへの対応とそのための財源の確保.....	53

5-2.歴史遺産を活かしたまちづくり活動支援強化への対応とそのための管理・ 運営体制の改善	53
--	----

I. 研究目的・意義

1990年代以降、官の財政状況が厳しくなるなか、市民主体のまちづくりを資金的に支えるまちづくりファンドが各地に設立され、一定の役割を果たしてきた。ファンドの多くは官民のパートナーシップによって運用され、資金獲得から配分のプロセスのなかで、まちづくりに関わる行政、企業、市民等の多様な主体の連携を促している。近年、歴史的環境保全の分野でも、各地で歴史的建造物や土木遺産等の保存活用を目的としたまちづくりファンドが設立されているが、特に2005年に創設された民間都市開発推進機構による「住民参加型まちづくりファンド」は、各地域のまちづくりファンドへ上限2000万円を拠出する貴重な財源であり、これを活用したユニークな取り組み事例が各地で現れてきている。

一方、英国では、法に基づく保全地区[Conservation Area]を対象として、ファンド方式による歴史まちづくり事業のスキームが国レベルの組織であるイングリッシュ・ヘリテイジやヘリテイジ・ロタリー・ファンド(HLF)によって構築され、1990年代から次々と各地で導入されている。これらは、制度上資金獲得からプロジェクト実施に至る各段階で官民のパートナーシップ体制が重視されている。

本研究では、上記の日英の近年の状況を踏まえて、以下3点を研究目的として設定する。

第一に、本研究が対象とする歴史まちづくりファンドに関して、定義や着眼点といった理論的枠組みを整理する。

第二に、我が国における歴史まちづくりファンドの潮流や各自治体での施策概要や運用実態等に関する最新動向を把握した上で、萌芽的取り組みを見出す。

第三に、英国全土の保全地区に適用されているファンド型の歴史まちづくりの事業スキームである Heritage Lottery Fund による Townscape Heritage Initiative や English Heritage による各種スキームの制度概要を把握した上で、各自治体での運用実態を明らかにし、我が国の取り組み対して示唆を得る。

II. 研究手法

第1章では、研究に進めるに当たっての諸条件の整理（研究目的の設定や研究対象の絞り込み）を行い、第2章において歴史まちづくりファンドの理論的枠組みの整理、第3章で日本の歴史まちづくりファンドの制度概要と運用実態を、第4章において英国の HLF による Townscape Heritage Initiative を中心に同種のスキームの状況を明らかにする。それを踏まえて、第5章では、我が国において、今後歴史まちづくりファンドが定着、進展していくための課題を究明する。なお、主たる研究方法は、文献調査およびヒアリング調査である。国内では民都機構他7つの自治体、英国では4つの機関に対してヒアリング調査等を行った。

Ⅲ. 成果内容

○ 要旨

1990年代以降、官の財政状況が厳しくなるなか、市民主体のまちづくりを資金的に支えるまちづくりファンドが各地に設立され、一定の役割を果たしてきた。ファンドの多くは官民のパートナーシップによって運用され、資金獲得から配分のプロセスのなかで、まちづくりに関わる行政、企業、市民等の多様な主体の連携を促している。近年、歴史的環境保全の分野でも、各地で歴史的建造物や土木遺産等の保存活用を目的としたまちづくりファンドが設立されているが、特に2005年に創設された民間都市開発推進機構による「住民参加型まちづくりファンド」は、各地域のまちづくりファンドへ上限2000万円を拠出する貴重な財源であり、これを活用したユニークな取り組み事例が各地で現れてきている。

一方、英国では、法に基づく保全地区[Conservation Area]を対象として、ファンド方式による歴史まちづくり事業のスキームが国レベルの組織であるイングリッシュ・ヘリテイジやヘリテイジ・ロタリー・ファンド(HLF)によって構築され、1990年代から次々と各地で導入されている。これらは、制度上資金獲得からプロジェクト実施に至る各段階で官民のパートナーシップ体制が重視されている。

本研究では、上記の日英の近年の状況を踏まえて、第1章では、研究を進めるに当たっての諸条件の整理(研究目的の設定や研究対象の絞り込み)を行い、第2章において歴史まちづくりファンドの理論的枠組みの整理、第3章で日本の歴史まちづくりファンドの制度概要と運用実態を、第4章において英国のHLFによるTownscape Heritage Initiativeを中心に同種のスキームの状況を明らかにする。それを踏まえて、第5章では、我が国において、今後歴史まちづくりファンドが定着、進展していくための課題を究明する。なお、主たる研究方法は、文献調査およびヒアリング調査である。国内では民都機構他7つの自治体、英国では4つの機関に対してヒアリング調査等を行った。

まず、第2章では、本研究が扱う歴史まちづくりファンドを右記のように定義した。「基金化した財源を歴史的環境保全のための各種事業に活用し、さらにはそれをきっかけに市民のまちづくり活動を活性化することを目指したものである。すなわち、歴史的環境保全に資する事業を行うための財源のみを指すのではなく、アウトプットとしての事業までを含めた一連の歴史的環境保全施策のことを指す。」そして、歴史まちづくりファンドへの視座として、以下の4点を整理した。着眼点として、歴史まちづくりファンドの施策として考えられ得る特徴を挙げておく。

第一に、冒頭で述べたとおり、官の財政状況が落ち込んでいくなかで、いかにして資金を幅広く集めるかということであり、公的機関だけでなく、市民や企業の寄付などを加え、

一つの財布（財源）を創り上げるということである。

第二に、資金集めから事業実施のための資金配分に至る一連のプロセスにおいて、透明性、公平性、競争性を担保するために、広く市民の意見を取り入れながら、あるいは協働体制、すなわち官民のパートナーシップによってファンド運営が可能かどうかという点である。

第三に、まちづくりファンドとして、歴史的建造物の保護や歴史的町並みの形成を通じて、市民活動を活性化するのに貢献しているかどうかという点である。

第四に、こうしたファンドによる歴史的環境保全施策としてどのようなタイプがあり得て、既存のスキームと較べて新規性や独創性があるかどうかという点である。

第3章では、民都機構へのヒアリング調査を行い、「住民参加型まちづくりファンド」の制度概要や事例研究を行う上での基礎情報を収集した。2005年に創設された「住民参加型まちづくりファンド」は、地域住民の自発的なまちづくり事業を支援するものであり、地方自治体等が設置するまちづくりファンド（新設・既設問わず）に対して、民都機構が資金拠出を行うというスキームである。この事業においてまちづくり事業として想定されているものの一つに、伝統文化の継承・歴史的施設の保全（地域の伝統的な町家、歴史的建造物の保全・改修）や「景観形成」（街並み景観に配慮したファサードの改修）が挙げられている。2010年度まで計91件採択されているなかから、本研究が対象とする歴史まちづくりファンドに該当する事例として、京都市、岸和田市、長浜市、岐阜市、高梁市、上越市、浦添市の7事例を抽出した。特に、特に京都市、上越市、岸和田市、岐阜市に関しては詳細情報を収集し、我が国における歴史まちづくりファンドの到達点として、以下の結論を得た。

第一に、いかに幅広く資金を獲得できるか、という点であるが、今回の制度設計上の特徴から、民都機構および自治体からの拠出金が主となり、両者に依存している状況がみとれる。一方、市民や地元企業からの寄付等の獲得は、割合としては僅かに留まっているが、寄付した額が税額控除される「ふるさと寄付（るさと納税）」を活用しているファンドがみられる。その他、興味深い取り組みとしては、京都市では、ファンド・レイジングに関して積極的であり、市内企業の協力を得て、売り上げの一部を基金へ寄付するというスキームを創り上げ、今後の広がりが期待されている。上越市では、ファンド自体には直接市民の寄付等が入っていないが、ファンドの支援を受けたプロジェクトベースで資金を獲得する動きがみられている。

第二に、公平な判断を下すための組織として、いずれの自治体でも主に有識者から構成される審査会が設置されている。しかしながら、歴史的環境保全という分野においては、

歴史的建造物の価値の判断、修理・修景の真正性の担保、工事の積算額の妥当性など、専門的知識が必要とされる部分が多く、積極的に市民の参画を得た官民によるパートナーシップによる管理・運営体制は取られていない。

第三に、市民のまちづくり活動の活性化に寄与しているかどうかという点について、本研究で取り上げた事例においては、概して歴史的建造物の保護や歴史的町並みの維持向上など、物的環境の側面に力点が置かれているなかで、京都市では、「通り景観の修景」として地域の同意が得られた事業へ助成が受けられ、歴史的環境を基盤とした地域の活動支援という枠組みが設けられていたり、また上越市では市民活動拠点となることを前提とした歴史的建造物の保存・活用のための事業が支援対象として採択されている。

第四に、各自治体の歴史的環境保全施策上の位置づけに関して考察したところ、1) 重点エリア型、2) 重要建造物型、3) 京都型の3つのパターンに分けられることが明らかになったが、前二者については、ファンド方式導入によって財源選択に一つのオプションが増えたということであり、歴史的環境保全施策としての新規性、独創性は基本的でない。一方、京都型では、これまで公的資金による修理の対象となることは困難であった「一般的な」京町家が対象となり、競争性、あるいはモデル性も取り入れながら、裾野を拡げるという点で、新たな一步を踏み出したと言える。

第4章では、英国におけるイングリッシュ・ヘリテイジやヘリテイジ・ロッタリー・ファンド [HLF] という国家レベルの組織から各地方に国家予算または国営宝くじを財源とした想定事業規模に合わせた資金が拠出され、受け手となる各地方は他の資金と合わせてファンドを形成すること、また歴史的建造物の修理等をはじめ歴史的環境保全に資する多種多様な事業が実施可能となる「基金型歴史まちづくり事業スキーム」、とりわけ HLF のタウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブ [Townscape Heritage Initiative : THI] に着目し、その制度的枠組みやグラスゴー・マーチャントシティ、アナン、ロングイートンでの運用実態を把握し、以下の点が明らかとなった。

第一に、総合的な歴史まちづくり事業が実施されており、歴史的建造物の修理・修復、店舗ファサードの修景、公共空間整備事業などの中核的な事業に加え、計画策定のための経費、またプロジェクト担当官の雇用経費、各種調査等、幅広いプロジェクトが実施可能である。特に歴史的建造物の修理・修復に着目すると、保全地区内の非登録建造物 [Listed Building] に対する助成事業としては、THI は非常に大きな規模を有している。各地域での具体的な計画をみると、アナンやロングイートンでは、歴史的建築物の歴史的、景観的重要性からランク付けを行い、THI 導入当初はそのランクに応じた事業計画を立案しているが、これはまちの経済的、社会的側面の活性化とは必ずしもリンクするわけではなく、

歴史的環境保全の側面からの計画であって、地域の総合的な将来像を踏まえた計画ではない。また、実際に THI を活用して事業に着手するかどうかは、所有者、テナント次第のところがあり、必ずしも当初計画通りに進んでいるわけでもない。

第二に、上記の多様な事業を支える財源として、複数の公的資金から構成されるコモンファンドがあり、各地域のコモンファンドは、HLF と地元自治体の他、複数の歴史的環境保全や都市再生に関わる公的な資金から構成される。歴史的環境保全系のスキーム（ヘリテイジ・ロッターリー・ファンド：HLF や政府系の組織：ヒストリック・スコットランド等）や都市再生系の分野（各地方の開発公社、中心市街地活性化のための補助スキーム）の財源を複合的に集め、ファンドを形成していることが特徴である。一方、制度設計上は、官民による資金拠出を目指しているが、市民や NPO 等から THI のコモンファンドへ資金投入は僅かであった。また、ロングイトンの事例でみたように、公的資金の事情も苦しく、開発公社からの拠出は縮減される傾向にあり、財源の維持が課題となっている。

第三に、各地域において THI の管理・運営を行うプロジェクト担当官に強い権限がある。官民の諸団体、議員や行政職員に加え、地域のキーパーソンが加わった運営委員会が設置されるが、地域それぞれで担う役割や全体の体制のなかでの位置づけが異なっている。むしろプロジェクト担当官の権限が強く、運営面でのパートナーシップの側面は弱いと言える。プロジェクト担当官は、日常的な事務処理に従事するとともに、補助対象としての適否の意思決定を行う（またはそのための報告を行う）。また、もう一つの重要な役割として、プロジェクトへの新たな出資者を探すことや地域の建物所有者やテナント等対して、THI を周知し、その活用を促すという役割がある。

最後に、まちづくり活動の活性化という側面においては、地域それぞれの事情に依る「まちづくり」への対応がみられた。「遺産保護技術の習得機会の増進、住民参加の増加、保全管理や維持へのアプローチを改善する」が THI の目的の一つに据えられ、ニュースレター等による地域に対して THI の制度周知、子ども教育に積極的な事例（ロングイトン）や建造物の活用やそこでの市民活動を捉えたアクションプランを立案している事例（グラスゴー）等みられるが、共通した規則や方法論があるわけではない。

以上の知見に基づき、第 5 章では、我が国における歴史まちづくりファンドの展開・発展可能性として、第一に総合的な歴史まちづくりへの対応とそのための財源の確保、第二に歴史遺産を活かしたまちづくり活動支援強化への対応とそのための管理・運営体制の改善という 2 つの方向性を示した。

前者では、歴史まちづくり法の制定とそれに基づく各地での歴史的風致維持向上計画の策定、あるいは歴史文化基本構想（2008～2010 年度文化庁モデル事業）にみられるよう

に、建造物にとどまらない史跡や自然環境、無形遺産なども含めた総合的な歴史的環境保全に関する整備の需要は高まっている。歴史まちづくりファンドと上位計画と関係性の整理や実施可能事業の拡張が課題となる。加えて、国及び地方の財政の低迷によって、それらに対して十分な国庫補助事業や自治体独自の事業を実施することが難しくなっているという現状を考えると、複数の財源から得た資金をファンド化した上で、総合的な歴史的環境保全の各種事業に充てるというスキームに期待が寄せられる。そのためには、ファンドを形成するための財源の確保が最重要課題であり、英国の THI のような、歴史的環境保全系、都市再生系など公的な財源を複数活用できるような仕組み、もしくは京都市で既に組み込まれているような企業の協力得て、市民や来訪者からの寄付を募る仕組みを導入することが必要である。

後者では、我が国の歴史まちづくりファンドは、物的な環境の維持向上に力点が置かれ、一部の事例を除けば、本来「まちづくりファンド」が強みとしている、まちづくりや日常的な市民活動の活性化という側面は弱い。上越市のようにまちづくりへの貢献度合いを審査基準として明確にすることや、競争性を高める工夫、そしてそれに伴って市民も含めたファンド運営の方法を検討する必要がある。ただし、この部分の方法論に関しては、既に「まちづくりファンド」のなかで蓄積されてものが過分にあり、それらを先行事例として参照していく必要がある。

○ キーワード

歴史まちづくりファンド、歴史的建造物、歴史的町並み、歴史まちづくり、パートナーシップ、英国、タウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブ

○ 本編

1. はじめに

1-1. 研究の背景

1990年代以降、官の財政状況が厳しくなるなか、市民主体のまちづくりを資金的に支えるまちづくりファンドが各地に設立され、一定の役割を果たしてきた。ファンドの多くは官民のパートナーシップによって運用され、資金獲得から配分のプロセスのなかで、まちづくりに関わる行政、企業、市民等の多様な主体の連携を促している。

近年歴史的環境保全の分野でも、各地で歴史的建造物や土木遺産等の保存活用を目的としたまちづくりファンドが設立されているが、特に2005年に創設された財団法人民間都市開発推進機構による「住民参加型まちづくりファンド」は、各地域のまちづくりファンドへ資金を拠出する貴重な財源であり、これを活用したユニークな取り組み事例が各地で現れてきている。

本研究の背景としてもう一つ重要なのは、歴史まちづくり法（2008年）の存在である。本法は各地での歴史的遺産を活用したまちづくりの推進力となり、計画の実現手法として新たな補助事業も創設されている（歴史的環境形成総合支援事業）。ただし、持続的な歴史まちづくりの実現のためには、資金や人材の確保に関して、よりいっそう多角的な手法を生み出していく必要がある。

そのなかで、本研究が取り上げるまちづくりファンドは、企業や市民等からの新たな財源の獲得、運用プロセスにおける多主体の参加やパートナーシップ、各地域での人材育成や技術定着という点に関して、有用な知見を提供できるものと考えられる。

一方英国では、法に基づく保全地区[Conservation Area]を対象として、ファンド方式による歴史まちづくり事業のスキームが国レベルの組織であるイングリッシュ・ヘリテージやヘリテージ・ロタリー・ファンド（Heritage Lottery Fund : HLF）によって構築され、1990年代から次々と各地で導入されている。これらは資金獲得からプロジェクト実施に至る各段階で官民のパートナーシップ体制が重視されている。

1-2. 研究の目的

上記の日英の近年の状況を踏まえて、本研究では、以下4点を研究目的として設定する。

第一に、本研究が対象とする歴史まちづくりファンドに関して、定義や研究の視座といった理論的枠組みを整理する。

第二に、我が国における歴史まちづくりファンドの潮流や各自治体での施策概要や運用実態等に関する最新動向を把握した上で、萌芽的取り組みを見出す。

第三に、英国全土の保全地区に適用されているファンド型の歴史まちづくりの事業スキ

ームである HLF によるタウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブ [Townscape Heritage Initiative] や English Heritage による各種スキームの制度概要を把握した上で、各自治体での運用実態を明らかにし、我が国の取り組みに対する示唆を得る。

そして最後に、我が国において今後歴史まちづくりファンドが定着、進展していくための課題を究明する。

1-3. 既往研究のレビュー

我が国のまちづくりファンドを俯瞰し、その歴史的変遷やスキームの体系をまとめた研究としては、林 (2006)¹、卯月 (2006)²、内田 (2006)³、内田 (2007)⁴がある。また、まちづくりファンドの運用実態に関する研究は、歴史的蓄積のある「世田谷まちづくりファンド」を対象とした荒俣ら (2002)⁵の研究等がある。

しかしながら、本研究が対象とする歴史まちづくりを目的としたまちづくりファンドに関する研究は、寺本 (2008)⁶で京都の事例の簡単な報告がなされている程度であり、全国を俯瞰した研究や各スキームの詳細を明らかにした研究はない。

一方、英国における歴史まちづくりファンドに関する研究は、HLF による「タウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブ (THI)」を取り上げ、歴史的環境保全と観光まちづくりの関係について研究を進めてきた岡村 (2011a)⁷や制度の基本的枠組みを紹介した岡村 (2011b)⁸がある。ただし、本研究が追求する内容に関する事実に関しては、未解明のままである。

1-4. 研究の構成と方法

第 1 章では、研究目的の設定や研究対象の絞り込みといった研究を進めるに当たっての諸条件の整理を行い、第 2 章において日本の状況、第 3 章において英国の状況を明らかにする。それを踏まえて、第 4 章で、我が国における歴史まちづくりファンドの今後の展開

1 林泰義 (2006) 「コミュニティのためのファンド・バンク・ビジネス」季刊まちづくり(9), pp.12-15

2 卯月盛夫 (2006) 「市民まちづくり活動資金の支援制度をめぐって」季刊まちづくり(9), pp.16-17

3 内田奈芳美 (2006) 「地域協働型社会に向けた市・区による提案公募型まちづくり助成制度の発展経緯とその現状評価」日本建築学会計画系論文集 (606), pp.115-122

4 内田奈芳美 (2007) 「日本のまちづくりファンド (まちづくり資金源レポート)」季刊まちづくり(14), pp.49-56

5 荒俣桂子 (2002) 「市民まちづくり活動における初動期支援制度の役割に関する研究：「世田谷まちづくりファンド」を事例として」都市計画論文集(37), 445-450

6 寺本健三 (2008) 「歴史的環境の保全と創造～京町家まちづくりファンドの活用事例を中心に～」自治体学研究(96), pp.62-65

7 岡村祐 (2011a) : 「英国国営宝くじ基金による歴史的町並み保全事業に関する研究 -観光まちづくりの視点からの分析-」, 都市のしくみとくらし研究所調査研究報告書

8 岡村祐 (2011b) 英国における歴史まちづくり事業タウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブの制度的特徴と運用実態, 都市計画論文集, No.46-3, 187-192

について構想する。

本研究における主たる研究方法は、文献調査およびヒアリング調査である。国内に関しては、下表のとおり以下の機関に対してヒアリング調査等を行った。

図表 1-1 我が国における調査対象機関の一覧

調査対象都市	調査対象機関	ヒアリング 調査実施日
-	(財) 民間都市開発推進機構	2011年11月22日
京都市	(財) 京都市景観・まちづくりセンター事業第三課	2011年12月9日
岸和田市	岸和田市都市計画課	2011年12月19日
長浜市	長浜市商工振興課	2011年12月19日
岐阜市	(財) 岐阜市にぎわいまち公社まちづくり推進課	2011年12月20日
高梁市	高梁市社会教育課・歴史まちづくり課	2012年1月30日
上越市	上越市文化振興課	2012年2月7日
浦添市	浦添市景観まちづくり室	2012年2月13日

一方、英国に関しては、2011年9月の渡英調査（現地視察ならびに担当者へのヒアリング調査）のほか、Heritage Lottery Fundの担当者へEメールでのやりとりを行い、情報や資料の収集を行った。

図表 1-2 英国における調査対象機関の一覧

調査対象都市	調査対象機関	ヒアリング 調査実施日
Glasgow (グラスゴー)	Glasgow City Council	2011年9月7日
Annan (アナン)	Solway Heritage Dumfries and Galloway Council	2011年9月8日
Long Eaton (ロングイートン)	Erewash Borough Council	2011年9月13日
-	Heritage Lottery Fund	Eメールでの問い合わせ
-	English Heritage	2011年9月15日

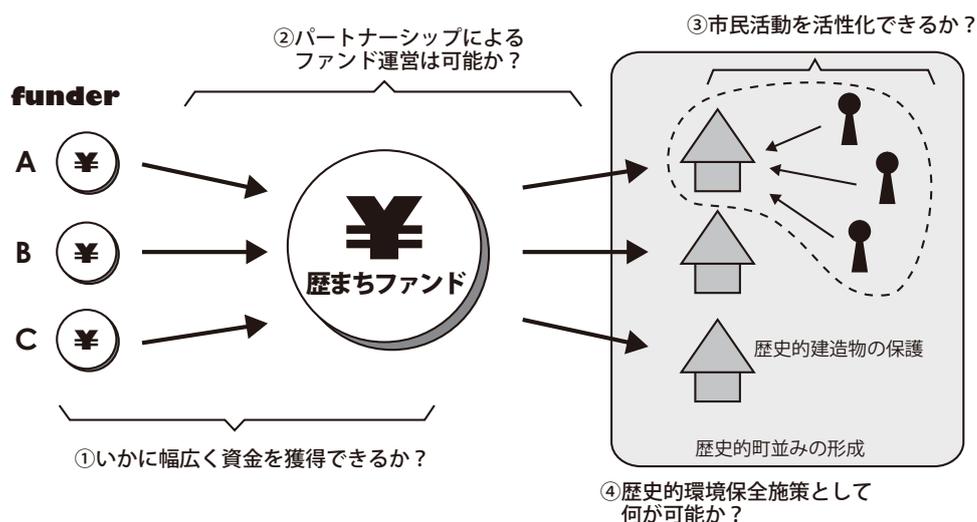
2. 歴史まちづくりファンドの理論的枠組み

2-1. 歴史まちづくりファンドの定義

まず、本研究が扱う歴史まちづくりファンドとは、基金化した財源を歴史的環境保全のための各種事業に活用し、さらにはそれをきっかけに市民のまちづくり活動を活性化することを旨としたものである。すなわち、歴史的環境保全に資する事業を行うための財源のみを指すのではなく、アウトプットとしての事業までを含めた一連の歴史的環境保全施策のことを指す。

次に、歴史まちづくりファンドの事業スキームとして考えられ得る特徴を挙げておく。第一に、冒頭で述べたとおり、官の財政状況が厳しくなるなかで、いかにして資金を幅広く集めるかということであり、公的機関だけでなく、市民や企業の寄付などを加え、一つの財源を創り上げるということである。第二に、資金集めから事業実施のための資金配分に至る一連のプロセスにおいて、透明性、公平性、競争性を担保するために、広く市民の意見を取り入れながら、協働体制、すなわち官民のパートナーシップによってファンド運営が可能かどうかという点である。第三に、まちづくりファンドとして、歴史的建造物の保護や歴史的町並みの形成を通じて、市民活動を活性化するのに貢献しているかどうかという点である。最後に、こうしたファンドによる歴史的環境保全施策として、どのようなタイプがあり得るのかどうかという点である。

これらは、仮説として挙げたものであり、ケーススタディ等を通じて、その実態を明らかにしていく必要がある。



図表 2-1 歴史まちづくりファンドの枠組み

2-2. 研究の視座

前節と重複するが、本研究としては、歴史的環境保全施策の一つである歴史まちづくりファンドの以下の点に着目し、その到達点や萌芽的取り組み、あるいは課題を考察していく。

ファンド・レイジング

いかにして複数の財源から資金を獲得し、ひとつのファンドにまとめているか。

官民パートナーシップによるファンド運営

資金獲得から助成対象の選定や事業実施に至るプロセスのなかで、公平性、透明性、競争性は担保されているか。

まちづくり活動支援

歴史的環境（建築物等）を活かしたまちづくり活動の活性化とは具体的にどのようなものが想定されているのか。

歴史的環境保全施策

上記のような特徴を満たしつつ、歴史的環境保全施策のタイプとしてどのようになっているのか（既存タイプと比較して新規性はあるのか）。

3. 我が国における歴史まちづくりファンド

3-1. 我が国における基金活用型の歴史的環境保全施策

我が国において、ファンド（基金）を財源として、地域のまちづくりを支援するスキームは、特に1998年のNPO法成立以降広がってきたと言われている⁹。自治体による取り組みとしては、公益信託の創設¹⁰（例：公益信託いわてNPO基金等、世田谷まちづくりファンド）や条例による基金の創設¹¹（例：杉並区NPO支援基金、埼玉県NPO基金等）、公益法人設置によるファンドの創設などがある。

一方、歴史的環境保全の分野では、重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、歴史的町並み保全を目的に、「より機動的できめの細かい事業を実施するため」に市町村が基金を設立している事例があることが知られている¹²。加えて近年では、自治体内部の特定の歴史的、文化的な価値を認められた歴史的建造物の保護や「一般的な」歴史的町並みの維持向上を目的に基金を設立している自治体も数多く存在している。

このような地域のまちづくりの支援という側面と歴史的環境保全（歴史的建造物の保護、歴史的景観の形成）という側面を併せもったのが「歴史まちづくりファンド」である。

3-2. 民都機構による「住民参加型まちづくりファンド」

(1) 制度の趣旨

財団法人民間都市開発推進機構（通称：民都機構）は1987年に設立されて以降、民間による都市開発事業の支援を行ってきた。一方、2005年に創設された「住民参加型まちづくりファンド」は、地域住民の自発的なまちづくり事業を支援するものであり、地方自治体等が設置するまちづくりファンド（新設・既設問わず）に対して、民都機構が資金拠出を行うというスキームである。

この事業においてまちづくり事業として想定されているものの一つに、伝統文化の継承・歴史的施設の保全（地域の伝統的な町家、歴史的建造物の保全・改修）や「景観形成」（街並み景観に配慮したファサードの改修）が挙げられている¹³ことから、地域によっては、本研究が対象とする「歴史まちづくりファンド」として運用されているものが存在す

⁹ 似田貝香門編（2008）『まちづくり百科事典』，丸善株式会社，pp.139-140

¹⁰ 信託法に基づき、公益のために信託し、受託者が財産を管理・運営しながら公益活動を助成する仕組み（前掲 似田貝編（2008））。

¹¹ 地方自治法第241条において、地方自治体が条例を定め、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために基金が設置できることが定められている。

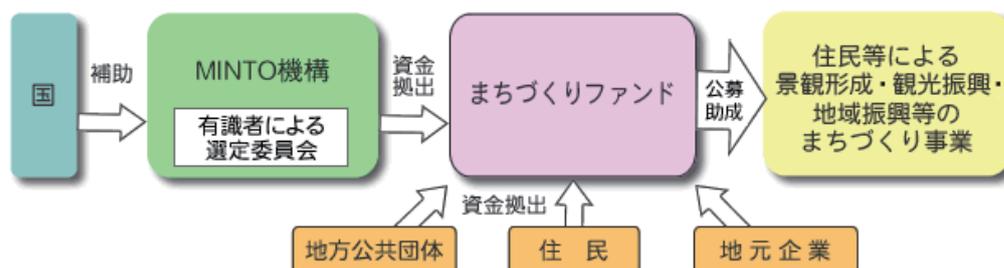
¹² 西村幸夫（2004）『都市保全計画』，pp.262-264

¹³ その他想定されているまちづくり事業としては、まちの魅力アップ（シンボル施設整備、ライトアップ設備の整備など）、観光振興（観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置など）、安心安全なまちづくり（防犯カメラ、防犯灯の設置など）が挙げられている。

ることが想定される。

(2) ファンドの構成

一般的にまちづくりファンドは、地方自治体からの資金拠出、市民や地元企業などの寄付によって設立されるが、本スキームの場合、これに民都機構からの原則 2000 万円（最大 5000 万円）の資金が加わる。ただし、民都機構からの拠出額はファンド総額の 1 / 3 以下に抑える必要があり、例えば民都機構から 5000 万円の資金拠出がある場合、ファンドの総額は 1 億 5000 万円を超えることになる。



図表 3-1 「住民参加型まちづくりファンド」に関連する各主体の関係図

（出典：「住民参加型まちづくりファンド支援業務のご案内」）

(3) ファンドが対象とする事業の特徴

各地方に設置されるファンドが対象とできる事業は、上述のとおり幅広く設定することが可能であるが、非営利を前提としたまちづくり活動を促進するハード事業に限定されることと、また公共事業に充てることができないことが決められている。ただし、区分経理、すなわち財源を民都機構分とその他分（地方自治体の拠出金等）を分けた場合、その他分についてはソフト事業に充てることは可能である。

また、民都機構から地方へ拠出された資金の利用年限は定められていない。

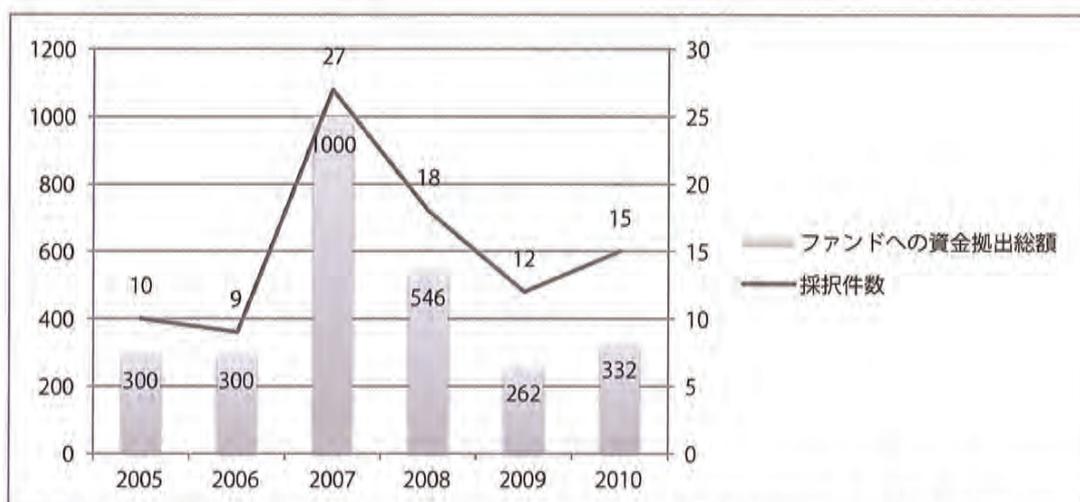
(4) 選考方法

年度はじめに民都機構から募集告知があり、各地方の応募団体は、想定事業をリストアップし、予算計上する民都機構からの支援要望額を申請書に明記し、応募する。学識経験者等から構成される各選考委員が評価をした上で、委員会の場で総合的に議論し、序列をつけ、支援対象を決定する。選考要件としては、公益性、発展性、地域性、必要性、先導性の5点が挙げられている。

(5) 実績

2005年度から2010年度までの採択件数と地方のファンドへの資金拠出総額の推移を整

理した（図表 3-2）。当該支援事業は国土交通省都市局の一般会計予算¹⁴のなかから支出されるため、他の事業との兼ね合いもあり毎年一定額の予算を確保するのが難しく、地方への資金拠出総額も自ずと変化してきた。それに応じて、年度ごとの採択件数が異なるというのが現状である。2010 年度まで、計 91 件¹⁵が採択されているが、支援額の平均は 3010 万円となっている。



図表 3-2 民都機構から地方への資金拠出の総額と採択件数の推移

3-3. 調査対象事例の抽出

民都機構のウェブサイトで公開されている「住民参加型まちづくりファンド」支援先一覧表をもとにインターネットによる情報確認や民都機構担当者の助言により、本研究が対象とする歴史まちづくりファンドに該当する事例として、京都市、岸和田市、長浜市、岐阜市、高梁市、上越市、浦添市の 7 事例を抽出した。

3-4. 調査対象事例の概要把握

各自治体に対して、概ね下記の項目に関するヒアリング調査を行った。調査対象機関、調査日については前章を参照のこと。

ファンド設立の背景

ファンドの基本情報

¹⁴2009 年度及び 2010 年度は国土交通省港湾局の予算も加えられた。ただし、港湾局予算を使ったファンドの場合は、港湾部の施設に限定された。

¹⁵ 毎年の応募件数は非公開であった。

ファンドの規模／出資者

運用実績（各年度の件数／対象案件の位置／各案件への補助額）

ファンドの運用状況

運用体制／対象案件の選別方法／補助額の算出方法

官民のパートナーシップの実現度合い

全体戦略・計画のなかでの位置づけ

真正性（オーセンティシティ）の担保のための手法

運用上の課題

その整理を行ったのが次頁の表である。その結果、特徴的な取り組み（必ずしも先進的な取り組みという訳ではない）のみられた京都市、岐阜市、岸和田市、上越市に関して、次節で詳細を述べる。

図表 3-3 調査対象事例の概要比較

	京都市	上越市	岐阜市	岸和田市	長浜市	高梁市	浦添市
ファンド名称	京町家まちづくりファンド	上越市歴史的建造物等整備支援基金	ぎふ景観まちづくりファンド	岸和田市歴史的町並み保全基金	長浜市ふるさと振興基金	高梁市文化振興基金	浦添市景観まちづくり基金
創設年	2005年	2009年	2008年	1989年	2006年	1986年	2009年
基金設置主体	財団法人京都市景観・まちづくりセンター(景観整備機構)	上越市	財団法人岐阜市にぎわいまち公社(景観整備機構)	岸和田市	長浜市	高梁市	浦添市
設立時資金総額	1億5000万円	1億5038万円	1億8052万円	3億円(民都機構資金拠出時:2億8000万円)	不明(民都機構資金拠出時:2億1500万円)	3億4325万円	4515万円
民都機構からの資金拠出	5千万円(2005年度)	5千万円(2008年度)	5千万円(2008年度)	5千万円(2007年度)	5千万円(2007年度)	5千万円(2007年度)	1.5千万円(2009年度)
対象地区	市内全域	市内全域	金華地区	本町地区(4.9ha)	景観計画の重点区域	本町地区(歴史的町並み保存の重点保存地区)	仲間地区(景観まちづくり重点地区)
助成対象建築物等	①町家(昭和25年以前建築、京都市の指定・登録文化財、景観条例に基づく歴史的意匠建造物、伝建地区内の京町家、景観重要建造物以外) ②設備機器(修景対象)	①歴史的建造物 ②産業遺産	①歴史的建造物(昭和20年以前の維持・復元) ②一般建造物 ③附属工作物設置	①歴史的景観建築物(保全計画において指定されている建築物) ②上記以外の建築物 ③門、塀 ④その他	①伝統的街並み・景観形成事業 1)商業観光推進ファースト整備事業 2)伝統的町家ファサード整備事業 3)伝統的町家再生活用等整備事業 ②歴史の建築物保存活用事業 ③美しい観光地づくり推進事業	①伝統的建造物(概ね昭和20年以前) ②伝統的建造物以外の建築物 ③その他の付帯工作物	①一般建築物(屋根瓦、石積み・石張り、生垣)
助成額	①②助成率1/2(上限500万円) ①②助成率1/2(上限500万円)	①助成率3/4(上限750万円) ②助成率1/2(上限150万円)	①助成率1/2(上限200万円) ②助成率1/2(上限150万円) ③助成率7/10(窓格子、建築設備の目隠しの場合)	①助成率8/10(上限500万円) ②助成率8/10(上限300万円) ③助成率8/10(上限100万円) ④助成率8/10(上限50万円)	①助成率1/2(上限50万円) ②助成率1/2(上限1000万円)	①助成率3/4(上限750万円) ②助成率3/4(上限150万円) ③助成率3/4(上限50万円)	①助成率1/2(上限200万円) 100万円)
助成実績	68件(2006-2011年度)	6件(2009-2010年度)	70件(2008-2011年度)	12件(2007-2010年度)	①11.5件(2008-2010年度) ②1件	9件(2007-2010年度)	9件(2011年度)
助成案件審査組織	京町家まちづくりファンド委員会	上越市歴史的建造物等整備支援事業選定審査会	ぎふ景観まちづくりファンド運営委員会	岸和田市歴史的町並み保全基金運営委員会	長浜市住民まちづくり事業審査会	文化振興基金運営審査会	
上位計画関連計画			岐阜市景観基本計画 岐阜市歴史系景観形成方針	本町保全計画		高梁市歴史的風致維持向上計画	浦添市景観まちづくり計画

3-5. 各地での取り組みの概観

(1)京町家まちづくりファンド

①ファンド設立の背景

2000年に市内都心4区における「京町家まちづくり調査」¹⁶を基にした『京町家再生プラン』（京都市）が策定され、そのなかで京町家の保存活用手法として、「京町家基金の設置の検討」が提起された。当初資金獲得については具体的なイメージはなかったが、吉田孝次郎氏の自邸の再生に感銘を受けた女性篤志家による京都市への5000万円の寄付をきっかけとして、2005年に（財）京都市景観・まちづくりセンターと京都市によって、京町家まちづくりファンドが設立された。

②ファンドの運営主体／ファンドの規模・出資者

ファンドの運営主体は、（財）京都市景観・まちづくりセンターである。直接の担当は、センターの職員3名が当たり、申請書類の相談、申請の工事内容の助言、助成金の積算など多岐にわたる業務を行っている。また、公正かつ効果的な管理及び運営を行うために、京町家まちづくりファンド委員会が設置されている。委員会メンバーは、行政、居住者、商工業者、市民団体等からなる7名から構成され、助成対象の審査等を担っている。

ファンドの規模は、設立当初は1億5千万円（うち民都機構：5000万円、京都市：9400万円（うち5000万円は個人の女性篤志家）、市民：600万円）であった。なお、市民からの寄付はその後も継続的に集められている（後述）。

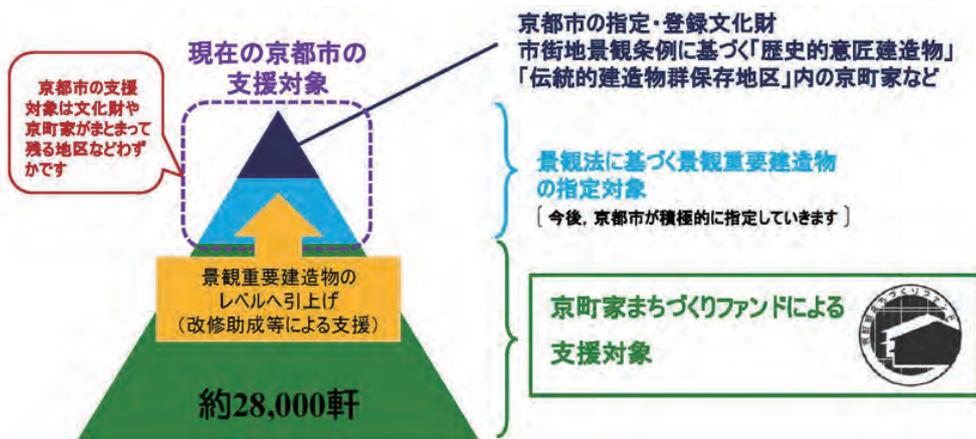
③ファンドの対象事業とその選定プロセス

本ファンドは京都市全域を対象エリアとし、下表に示す2種類の事業を助成対象としている。なお、本ファンドでは、「京都市内において昭和25年以前に伝統工法によって建てられた木造建築物」を京町家として幅広く定義しているが、京都市あるいは国等の行政からの財政的支援が得られる「指定・登録文化財」（文化財保護法／条例）、「伝統建造物群保存地区」（文化財保護法）内の伝統的建造物、「歴史的意匠建造物」（市街地景観条例）、「景観重要建造物」（景観法）などの対象とならなかった京町家が対象となる。

図表 3-4 京町家まちづくりファンドの対象事業と助成率

対象事業		助成率（助成限度額）
京町家の再生・修復	京町家を伝統的意匠に再生又は修復するもの	1/2（500万円）
通り景観の修景	自治会等の取組として一定の範囲において、歴史的町並み景観を阻害している設備機器等の修景を行い、通り景観の向上を目指すもの	1/2（500万円）

¹⁶ 京町家の外観の実態把握と保全・再生に対する居住者等の意向を明らかにすることを目的に1998年に行われた。



図表 3-5 京町家まちづくりファンドの対象

(出典：京都市景観・まちづくりセンターのウェブサイト)

助成制度一覧								
		対象建造物	区別	補助率	補助金上限額(万円)	対象範囲※1	根拠法等	
地区を指定する制度	(1) 伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物		4/5	600	外観A	文化財保護法	
		その他の建造物		2/3	600	外観B		
	(2) 歴史的景観保全修景地区	地区内	地区様式		2/3	600	外観B	京都市市街地景観整備条例
			準様式		1/2	300		
	(3) 界わい景観整備地区	重要界わい景観整備地域内	地区様式		2/3	600	外観B	京都市市街地景観整備条例
			準様式		2/3	300		
		界わい景観建造物		2/3	600	外観B		
建造物を指定する制度	(4) 景観重要建造物	指定建造物		2/3	600	外観A	景観法	
	(5) 歴史的風致形成建造物	指定建造物		1/2	300	外観A	歴史まちづくり法※2	
	(6) 歴史的意匠建造物	指定建造物		1/2	400	外観B	京都市市街地景観整備条例	

図表 3-6 京都市における歴史的建造物等の修理・修景助成制度の一覧

(出典：京都市ウェブサイト¹⁷)

助成対象に選定されるには、年度はじめの4月に公募があり、申請者と京都市景観・まちづくりセンターの事前相談の期間が設けられ、その後応募書類の提出となる。上記の委員会の審査を経て、助成の適否が決まる。審査は一般公開されていない。

④ファンドの活用実態

過去5年間で助成実績は53件にのぼる。2006年度は7件、2007年度から2010年度の

¹⁷ 該当する URL は右記のとおり。http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000096839.html (最終アクセス日時：2012年2月26日)

4年間で48件（84件応募）、2011年度は13件（20件応募）が選定された。これまではモデル事業という位置づけでファンドの周知を重視し、基金を取り崩しながら行ってきた。

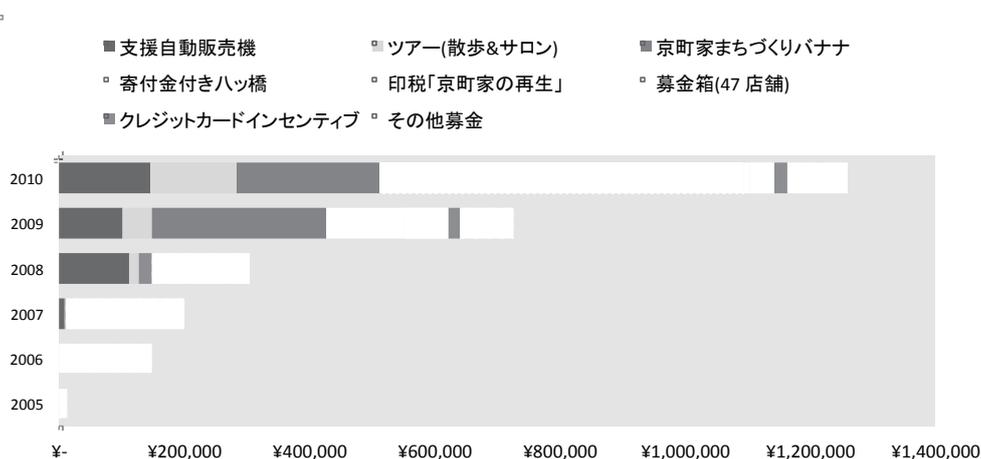
⑤自治体の歴史的環境保全施策のなかでの位置づけ

京都市内には、47,735件の京町家が残存しているという調査結果がある¹⁸。そのなかで、建築物の修理・修景が行政の助成対象となるには、面的に京町家が残る地区に含まれるか、あるいは建物単体に歴史的価値が認められるかの場合のみであり（図表 3-6）、その対象となるのはごく僅かである。それに対しては、本ファンドで扱うことができるのは、「特別な」特徴を持たない京町家を対象とすることができる。ただし、数の実績だけからすれば、市全域のなかのわずかの「点」を対象にしているに過ぎない。

しかしながら、この基金というスキームには、単に京町家という歴史的建築物の修理等に助成するという役割だけでなく、寄付の募集や「モデル事業」としての京町家の修理を通じたプロモーション効果を見出すことができ、京都市における歴史的環境保全施策の全体的底上げに繋がる可能性を有している。

⑥ファンド・レイジング

京町家まちづくりファンドでは、ファンド・レイジングに関して独創的な取り組みがみられる。企業の努力や理解、もしくはCSR活動や広報・PRの一環として商品（本、八ッ橋、バナナ等）の売り上げの一部を寄付するという仕組みが年々拡充されている。2010年度においては、約126万円がこの方法によって寄付された（図表 3-7）¹⁹。



図表 3-7 売り上げの一部がファンドへ寄付される商品

((財)京都市景観・まちづくりセンター平成22年度事業報告より作成)

¹⁸ 京都市、京都市景観・まちづくりセンター、立命館大学（2011）「平成20・21年度「京町家まちづくり調査」記録集」

¹⁹ 八ッ橋1箱あたり1円、バナナ1袋あたり1円が寄付されている。



図表 3-8 売り上げの一部がファンドへ寄付される商品

⑦パートナーシップによるファンド運営

ファンドから支援を受けた市民との連携を模索している点を挙げることができる。2011年度の募集用紙には、下記のような項目が加えられており、ファンドからの支援の波及を考えたパートナーシップが構想されている。

また、ファンド運営に関しては、行政本体ではなく、地域のまちづくり支援も行っている景観・まちづくりセンターが担っており、市民との連携が図りやすい体制となっている。事実、「通り景観の修景」の対象地となった先斗町（室外機の修景、11件 17台）では、景観・まちづくりセンターによる別枠によるまちづくり支援も行われているとのことであり、効果的なファンド活用が期待できる。

<p>京町家まちづくりファンドの寄付の拡大に協力頂ける内容を記入して下さい。 下記の項目に該当するものに○を付けてください（複数回答可）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 寄付付き商品を開発し販売する 2. 寄付付き商品の販売に協力する 3. 当財団のセミナーやイベントに協力する 4. 改修された京町家を定期的に一般公開する 5. 京町家まちづくりファンドのチラシや案内を店頭で置くと共に、募金活動に協力する 6. その他、御協力頂ける内容（具体的に御記入下さい。）

図表 3-9 助成応募書類における寄付拡大に関する問い

⑧まちづくり活動の活性化への貢献

本ファンドの対象事業の一つ目である「京町家の再生・修復」では、特にまちづくりを活性化するための直接的なプログラムは用意されていない。一方、二つ目の「通り景観の修景」では、自治会等の合意形成を前提としている点から、当該範囲のまちづくりの活性化へ貢献する可能性を有している（図 3-10）。

室外機も品よく まちづくり協「先斗町の風情守りたい」

観光客が数多く訪れる、京都市中京区の繁華街・先斗町の景観と風情を守ろうと、先斗町まちづくり協議会が、エアコンの室外機に格子状の囲いを付ける取り組みを始めた。28日に設置作業が始まり、大工らが町家のひさしに上がり、室外機を隠すように茶色い木製の囲いを設置した。

同協議会は、立誠自治連合会の中の組織で、先斗町歌舞練場から四条通までの先斗町沿いの350軒が加盟している。協議会が1950年以降に建てられた京町家の所有者らに呼びかけたところ、11軒の17台に設置が決まった。

工事費の半額は、市景観・まちづくりセンター（下京区）の「京町家まちづくりファンド」から助成を得た。工事には大工だけでなく市民団体「京町家なんでも応援団」、地元住民らも集まり、作業を手伝った。

協議会の神戸啓事務局長は「協議会もできたばかりなので、今後いろいろなことに取り組んでいきたい。よりよい先斗町にしたい」と話していた。



町家の室外機に格子状の囲いを設置する大工や市民ら（京都市中京区先斗町通四条上ル）

【2011年09月29日 10時52分】

図表 3-10 先斗町での「通り景観の修景」事業を伝える記事

（京都新聞インターネット版 2011年9月29日）

(2) 上越市歴史的建造物等整備支援基金

① ファンド設立の背景

新潟県上越市では、2004年ごろから旧城下町高田における雁木²⁰と町家を活かしたまちづくりを展開し、そのなかで雁木整備に特化した補助制度²¹を実施してきた。一方、周辺の農村部も含めた²²市内全域に残されている価値ある歴史的建築物の保存・活用施策として、民都機構からの資金拠出を受けた「上越市歴史的建造物等整備支援基金」を財源とした「上越市歴史的建造物等整備事業補助金」制度が2009年に創設された。

② ファンドの運営主体／ファンドの規模・出資者

ファンドの設置主体は上越市であり、上越市文化振興課が運営（事務局機能）を担っている。また、補助対象事業の適否を専門的な見地から公正に審査するために上越市歴史的建造物等整備支援事業選定審査会が設立され、事業の審査等を行っている²³。

ファンドの規模は、民都機構からの5000万円に、合併以前に広域行政圏として地域活

²⁰ 私有地の上に軒先を出して雪の多い冬期間の生活道路を確保しているもので、市内には総延長約16kmが残されている。

²¹ 雁木の修繕又は新築時に市から10分の7の補助が得られるというもの。

²² 2005年に上越市は、周辺自治体も含めた14市町村による市町村合併を行っている。

²³ 震災会のメンバーは、大学研究者、建設・建築関連団体の会長、副会長などが名を連ねているが、一般市民は含まれていない。

性化の資金を基金化していた 1 億円および市民からの寄付 38 万円（企業：3 万円、個人 10 万円、ふるさと納税 25 万円）を加えた 1 億 5038 万円が設立当初の基金総額であった。ふるさと納税については、用途を限定することができ、「文化・歴史の保存・継承」を選択した分の 25 万円を投入している。



写真 3-1 中心市街地高田における歴史的環境保全の取り組み

（左：雁木の修景、右：町家を活かした拠点施設の整備）

③ファンドの対象事業とその選定プロセス

補助金交付要綱（第 2 条）によれば、本ファンドの対象となるのは以下の条件に該当する歴史的建築物等である。

「本市の区域に存する建築物、土木構造物その他の工作物のうち、原則として建造後 50 年以上経過したもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。1) 本市の歴史的景観の保全に貢献するものであること。2) その造形が他の建築物等の造形の規範となっていること。3) その建築物等を再現する場合において、再現が容易でないこと。」

これは、国の登録有形建造物の選定条件に類するものであり²⁴、上越市において特に歴史的価値を認められた建造物が対象となることが分かる。また、もう一つ重要なのが、「歴史的建造物等の保全又は改修及び補助対象者の主体的なまちづくり活動により、地域コミュニティの形成に資するものであること」（同 3 条）が選定条件となっており、まちづくり活動の活性化が重視されている。

なお、対象事業については、上限 750 万円として費用全体の 4 分の 3 の額の補助を受けることができる。

²⁴ 登録有形文化財の登録基準を定めた文部科学省告示では、以下のように定められている。建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後 50 年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

（1）国土の歴史的景観に寄与しているもの（2）造形の規範となっているもの（3）再現することが容易でないもの

補助対象に選定されるには、年度はじめの4月に市の広報やウェブサイトで公募があり、それに応募したものが上記の審査会の審査を経て、適否が決まる。

④ファンドの活用実態

平成21年度からの3年間で、6件が助成を受けて、修理が行われている（図表3-11参照）。5件中4件は、補助額上限の750万円を受けている。なお、これまでに採択された事業は、市との事前相談を経た上での応募申請であったため、不採択はない。

⑤自治体の歴史的環境保全施策のなかでの位置づけ

上述のとおり、本ファンドは市内の特に重要な歴史的建造物に限定したものであり、特定エリアの面的な整備ではない。「点」としての施策とはいえ、歴史的環境保全施策としては、これまで中心市街地の高田で集中的に取り組まれてきた歴史的保全施策（雁木修景、歴史的建造物を活用した拠点整備等）が市全域に広がったことになる。

なお、上越市では文化庁モデル事業として、「歴史文化基本構想」を策定したものの、本ファンドとの直接的関係性はない。

図表 3-11 上越市歴史的建造物等整備支援事業補助金による支援事業一覧

事業名称	期間	文化財種別	交付額
高田世界館第1期改修整備事業	2009年度	国登録有形文化財 ※改修整備後に登録	7500万円
旧頸城鉄道百間町駅構内線路敷設整備事業	2009年度	-	2717万円
林富永邸改修整備事業	2009-2010年度	市指定文化財	7500万円
旧川上小学校体育館修繕整備事業	2010年度	-	7463万円
平出修改修整備事業	2010年度	国登録有形文化財	7500万円
飯田邸改修整備事業	2011年度	-	-

⑥ファンド・レイジング

ファンドの大部分は、民都機構と市からの公的資金である。ただし、各事業の自己負担分（全事業の1/4）を賄うための資金集めに特徴的な事例がみられた。本ファンドの事業主体は、経済的に余裕のある所有者とは限らず、NPOなどの資金力の乏しい団体が担っている場合が多く、ファンドからの補助が得られる3/4を除く自己負担分について、市民からの寄付に依存する場合がある。

古い映画館（明治期の建築）の整備を目的とした「高田世界館第1期改修整備事業」では、座席へのネームプレートの貼り付けや瓦への記名によって、改修資金を集めたという手法を採用し、250万円分の費用を集めた。つまり、ファンド全体に市民からの寄付を充当するという考えではなく、事業ごとに市民からのお金を集めているというのが現状である。

⑦官民パートナーシップによるファンド運営

中心市街地高田等では、歴史的環境保全に対する市民の関心は高く、市民活動も多数行われているが、当ファンドの運営に関しては、現状では市民の参画は得られていない。

⑧まちづくり活動の活性化への貢献

まちづくりの活性化という視点においては、ファンドの対象条件として、地域コミュニティ活性化が重視されており、市民における活用を前提とした事業である。また、比較的歴史的価値の認められているシンボルが対象となっており、各地域での活動拠点となりえる可能性を有している。

(3) 岸和田市歴史的町並み保全基金

① ファンド設立の背景

1989年に第2次岸和田市総合計画が策定され、都市景観の形成や歴史的町並み保全・活用の方向性が示された。続いて同年に、当時ふるさと創生事業1億円交付事業の交付金と岸和田市からの2億円の拠出金を活用して、「岸和田市歴史的町並み保全基金」が設立された。その後1993年に、市内でも歴史的建造物の残存状況の良い岸和田城下の紀州街道沿いに広がる本町地区(4.9ha)を対象とした「本町保全計画」が策定された²⁵。ただし、翌1994年度からは、国庫補助事業である街なみ環境整備事業が導入されたため、2003年度までに基金を取り崩すことなく19件の町家の修景を実現させてきた。

国庫補助事業完了後2004年度からは上記の基金を財源に切り替え、修景事業を継続している。2009年度には、民都機構からの5000万円の資金拠出を受け、安定した財源のもとで事業を進めている。



図表 3-12 岸和田市本町地区の範囲

²⁵ 岸和田市歴史的まちなみ保全要綱に基づく地区指定である。



写真 3-2 岸和田市本町地区の町並み

②ファンドの運営主体／ファンドの規模・出資者

岸和田市都市計画課がファンドの事務局機能を担っている。助成金の妥当性担保や基金運営への助言を行う組織として、岸和田市歴史的町並み保全基金運営委員会が設置されている²⁶。

ファンドの規模は、平成元年以降活用されてきた基金に民都機構からの 5000 万円、市民の寄付（5 万円）やふるさと納税（21 万円）が加わっている。岸和田市の場合、寄付金の使途を 11 の提案メニューの中から選択することができ、その一つに「うるおいあふれる歴史的まちなみの保全（歴史的町並み及び歴史的建造物の保全に関する事業）」が存在している。

③ファンドの対象事業とその選定プロセス

本ファンドが対象としているのは、上述のとおり本町地区に限定され、そのなかで下表にある各種事業が対象となる。助成の募集は通年で行われている。運営委員会による審査は行われるが、応募して不採択になったことはこれまでない。

図表 3-13 岸和田市歴史的町並み保全基金の対象事業と助成率

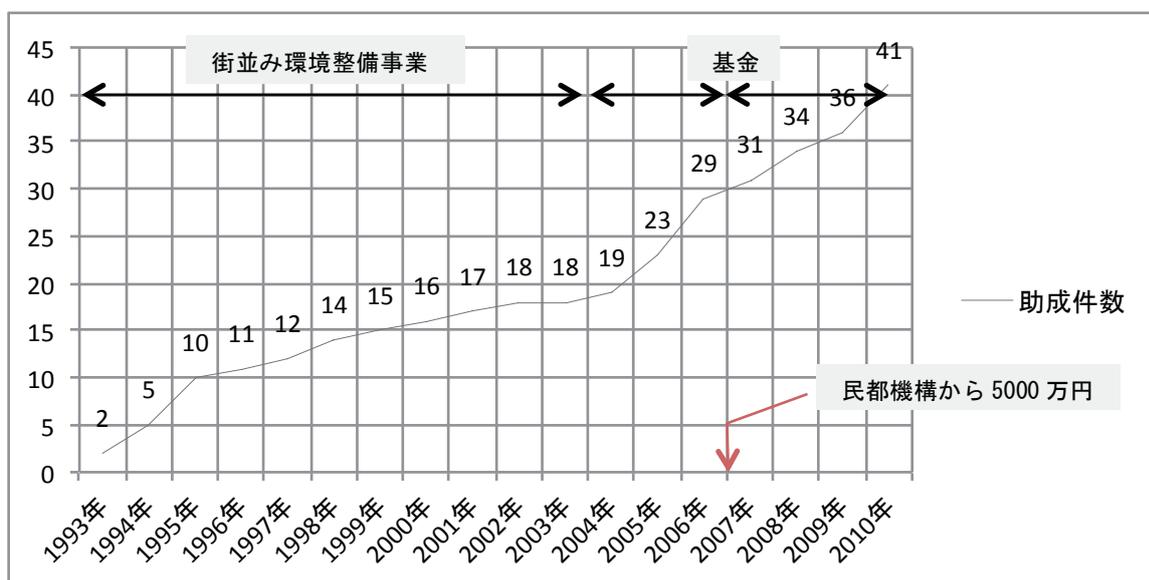
対象事業		助成率（助成限度額）
歴史的景観建築物（保全計画において指定されている建築物）	外観の修理・修景のうち、構造に関するもの	8/10（500 万円）
	修理、修景工事のうち、外観の復原、改修	8/10（500 万円）
	増築、改築、修理、色彩の変更で、外観を修景	8/10（500 万円）
歴史的景観建築物以外の建築物	新築、増築、改築、修理、色彩の変更で、外観を修景	8/10（300 万円）
門、塀等の外観修景		8/10（100 万円）

²⁶ メンバーは、市の景観審議会の委員（大学教授、市民など 4 名（専門家）＋行政職員）が名を連ねている。

生垣、植栽等	8/10 (50万円)
歴史的景観形成上の必要物の復旧、管理	8/10 (50万円)
防災設備	8/10 (50万円)

④ファンドの活用実態

2007年度から2010年度までの4年間で、2件（助成総額545万円）、3件（助成総額990万円）、2件（助成総額600万円）、5件（助成総額1413万円）に対して助成が行われた。事業そのものは、20数年にわたり実施されており、ファンド導入によって助成件数が大きく伸びたわけではない（図表3-14）。



図表 3-14 岸和田市本町地区における助成件数の推移

⑤自治体の歴史的環境保全施策のなかでの位置づけ

前述のとおり、本ファンドは一般建築物・工作物の修景事業を含む特定エリア（本町地区）の歴史的景観を面的に向上させる性格を持っている。この施策は1993年以来岸和田市が取り組んでいた本町地区での「歴史的まちなみを守るための家屋修景」事業の延長線上にあり、財源を国庫補助事業から基金に替えただけである。

⑥ファンド・レイジング

市民や企業によるファンドへの出資はごく僅かである。ただし、資金集めのための取り組みとして、ふるさと寄付（ふるさと納税制度）において、寄附する際の11の提案メニューの一つに「歴史的町並み及び歴史的建造物の保全に関する事業（歴史的町並み及び歴史的建造物の保全に関する事業）」が存在している。その結果、2008年度は21万円の寄附が得られた（2009年度、2010年度は0円）

⑦官民パートナーシップによるファンド運営

ファンドの運営に関してであるが、本町地区において町並み保全に取り組んできた市民団体の「考える会」が直接的に関わることはないなど、市民の関与は限定的である。

(4)ぎふ景観まちづくりファンド

①ファンド設立の背景

岐阜市内でも特に歴史的資源が数多く残り、歴史的町並みが残されている「金華地区」の景観を維持向上させる方法として、岐阜市景観基本計画（2007年）のなかで基金活用による景観形成事業の方向性が示された。それを受け、翌2008年にはぎふ景観まちづくりファンドが設立された²⁷。

②ファンドの運営主体／ファンドの規模・出資者

ファンドは、岐阜市にぎわいまち公社²⁸の自主事業として、当公社が運営（事務局機能）を担っている。また、公正で効率的・効果的なファンドの管理及び運営を行うため、専門家からなるぎふ景観まちづくりファンド運営委員会が設立され、事業の審査等を行っている。メンバーは、大学研究者3名、建築士会会長、税理士等6名から構成される。

ファンドの規模は、民都機構からの5000万円に加えて、岐阜市からの拠出金1億円及び市民からの寄付52万円（2008年）を加えた1億5052万円が設立当初の総額であった。

③ファンドの対象事業とその選定プロセス

本ファンドが対象としているのは、「金華地区」における下表に示す事業である²⁹。なお、2008年度から2011年度までの3年間は、重点取組期間として助成率が3分の2と高く設定されていた。

補助対象に選定されるには、年3回（2011年度の場合は5月、9月、1月）の募集に応募し、公社の担当者による事前相談および運営委員会による審査を受ける必要がある。審査は、岐阜市歴史系景観形成方針³⁰への適合が求められるが、これまで不採択となった案件は、わずか（2010年度：3件、2011年度：2件）である。

²⁷ 助成対象、助成基準、手続き等を定めた「ぎふ景観まちづくりファンド助成交付金要綱」に基づき運用が行われている。

²⁸ 前身の岐阜市開発公社は昭和43年に設立され、平成15年に現在の名称に変更される。また、平成22年には、景観法に基づく景観整備機構に指定されている。主な業務内容は、まちづくり支援、まちづくりに関する調査・研究、中心市街地活性化事業、市営駐車場の運営管理等となっている。そのなかで、本歴史まちづくりファンドの運営は、第一のまちづくりの支援に位置づけられている。

²⁹ 市民への周知のためのパンフレットでは、各事業種別が分かりやすく示されている。

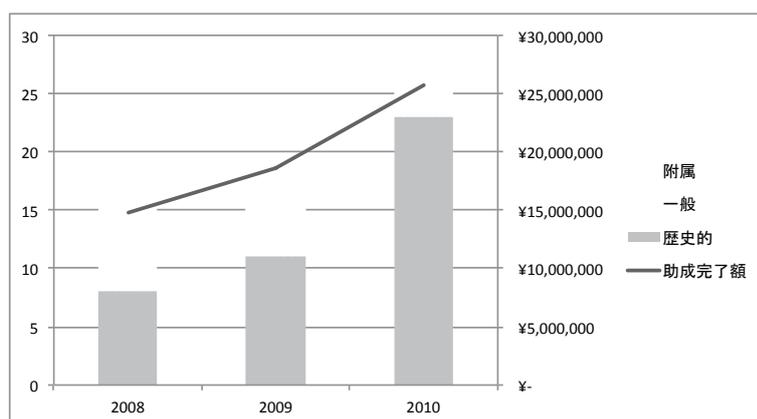
³⁰ 本ファンド設立時（2008年）に策定されたもので、岐阜市景観基本計画（2007年）の内容を踏まえ、建築物及び工作物の構成要素（窓、屋根、外壁、門、塀、駐車場等）ごとに位置、形態意匠・色彩等の方針が示されている。

図表 3-15 ぎふ景観まちづくりファンドによる対象事業一覧

対象事業		助成率（助成限度額）
歴史的建造物（戦前建築）の維持・復元事業	歴史的建築物の維持・復元	1/2（200万円）
	歴史的建築物と一体となった車庫の修景	1/2（150万円）
	歴史的建築物の一部復元	1/2（100万円）
	歴史的工物（門・塀等）の維持・復元	1/2（150万円）
一般建造物の修景事業	一般建築物の新築時の概観修景	1/2（150万円）
	一般建築物への木製格子新設・修繕	1/2（50万円）
	一般建築物の車庫の修景	1/2（50万円）
	伝統的素材を用いた塀の設置	1/2（50万円）
	駐車場出入口の木製格子新設・修繕	1/2（50万円）
附属工物設置による修景事業	建築設備への目隠し新設	1/2（5万円）
	自動販売機等への目隠し新設	1/2（10万円）
	歴史的町並みに調和した屋外広告物の設置	1/2（30万円）

④ファンドの活用実態

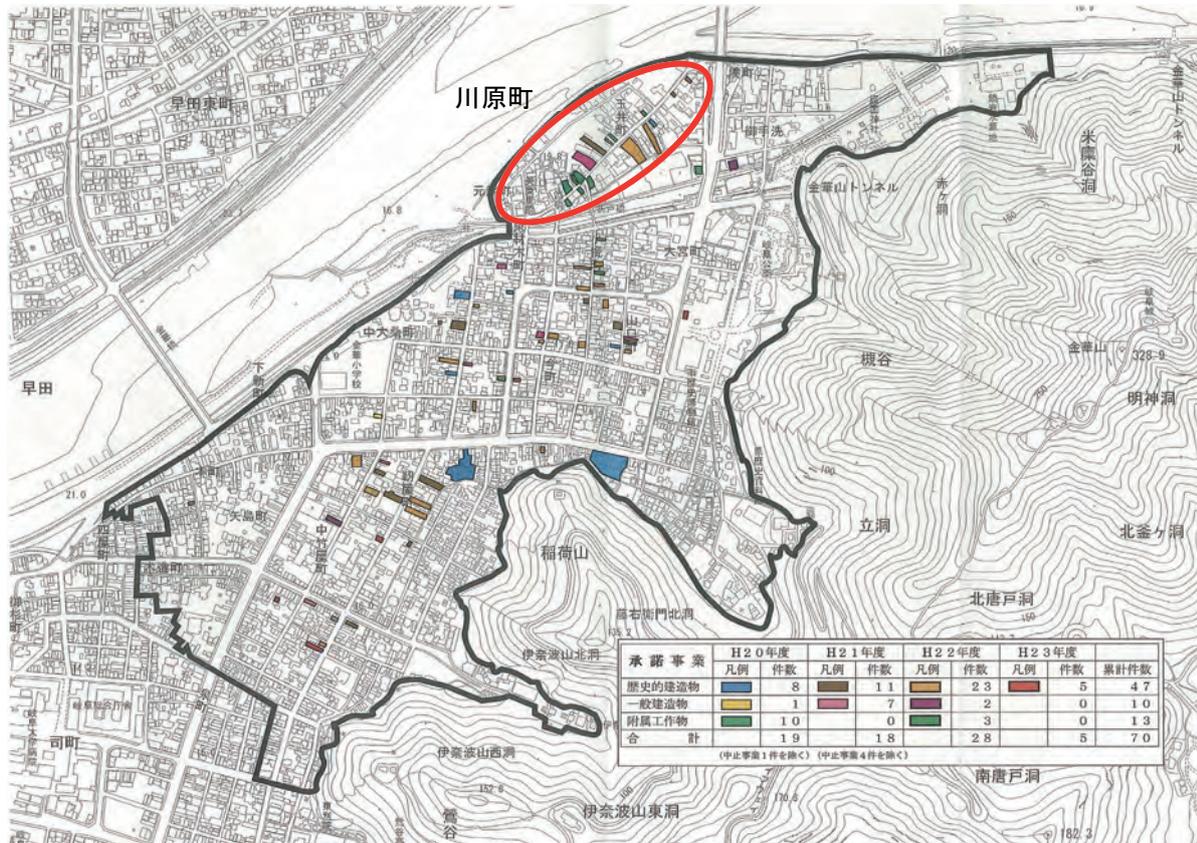
これまでの4年間（2008-2011年度）で70件³¹の事業が承認されている。また、図表3-17に示すとおり、活用案件の位置はある程度まとまりがみられ、とりわけ歴史的建造物が集積している川原町³²は、歴史的町並みの維持向上に大きく貢献している。また、ユニークな活用例として、「附属工物設置による修景事業」のなかの室外機の撤去は、通り前面に設置され、使用されていないことの多い室外機を撤去するというものであり、目隠しの新設とならんで大きな効果を生んでいる（写真3-3）。



図表 3-16 ぎふ景観まちづくりファンドの助成件数と助成総額の推移

³¹ なかには、事業着手または事業完了に至っていないものもあり、完了済みは60件である。

³²



図表 3-17 ギフ景観まちづくりファンド活用状況（助成事業の位置図）

（岐阜市にぎわいまち公社による作成資料）



写真 3-3 川原町の町並み（左：室外機の撤去、右：室外機の修景）

⑤自治体の歴史まちづくり施策のなかでの位置づけ

前述のとおり、本ファンドは一般建築物・工作物の修景事業を含むことから分かる通り、特定エリアとしての「金華地区」の歴史的景観を面的に維持・向上させる性格を持っている。

本ファンドによる助成事業設立以前は、市内において条例に基づき指定された景観重要

建造物の修理への助成制度は存在していたが、岐阜市の一般会計予算や国の補助金を活用した同種の助成事業はこれまでなく、特に紳士協定を結んでいた川原町地区等においては、景観形成を図るための事業として効果的に活用されている。

⑥ファンド・レイジング

ファンド設立時の基本方針のなかに、「安定、継続的な事業の実施期間：第二段階」として、財源確保を重要視しており、そのため寄付を促すイベントを実施しているものの、一般市民や企業からの寄付は多く集められていないのが現状である。

⑦官民パートナーシップによるファンド運営

行政より市民に近い立場にある公社が運営しているという点で、一般的に「民」の需要や意見を吸い上げやすい状況にはある。しかし、ファンドの資金獲得の段階や助成対象審査の段階においては、官民のパートナーシップの実現度合いは低いと言わざるを得ない。

⑧まちづくり活動の活性化への貢献

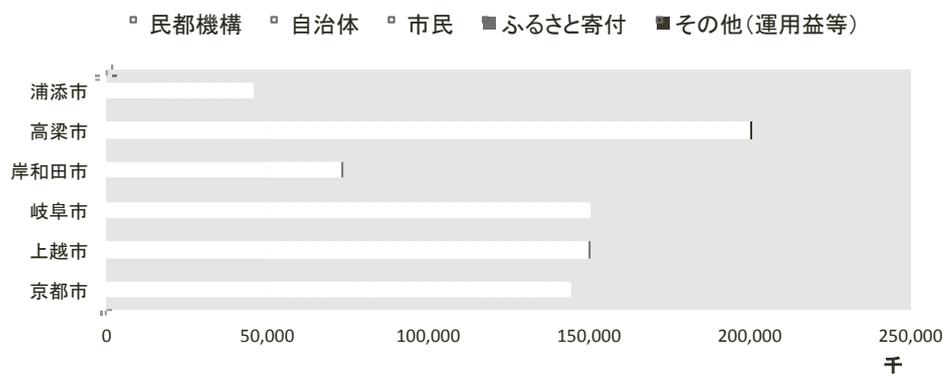
まちづくりの活性化という視点では、一般的な歴史的町並み形成のための補助事業としてのスキームの範疇にとどまっており、直接的にまちづくりを活性化させるためのプログラムは提供できていない。

3-6. 小結

前節でレビューしてきた我が国における歴史まちづくりファンドの事例を横断的にみて、その到達点や萌芽的な取り組みを見出す。

(1) 公的資金依存のファンド・レイジング

まず、いかに幅広く資金を獲得できるかという点であるが、下図は本研究が対象とした4事例他のファンドの出資者と出資額を整理したものである。今回の制度設計上の特徴から、民都機構および自治体からの拠出金が主となり、両者に依存している状況がみてとれる（ただし、京都市の場合は、篤志家からの5000万円の寄付金は市を通じてファンドに入れられている）。一方、市民や地元企業からの寄付等の獲得は、割合としては僅かに留まっているが、岸和田市や高梁市のように寄付した額が税額控除される「ふるさと寄付（ふるさと納税）」の用途を限定して活用しているファンドがみられる。



図表 3-18 各ファンド設立時の出資構成（単位：千円）

その他、興味深い取り組みとしては、京都市では、ファンド・レイジングに関して積極的であり、市内企業の協力を得て、売り上げの一部を寄付に回すというスキームを創り上げ、今後の広がりが期待されている。上越市では、ファンド自体には直接市民の寄付等が入っていないが、ファンドの支援を受けたプロジェクトベースで資金を獲得する動きがみられている。

(2) 未成熟の官民パートナーシップによるファンド運営

助成対象の選定等に関して公平な判断を下すための組織として、いずれの自治体でも主に有識者から構成される審査会が設置されている。歴史的環境保全という分野においては、歴史的建造物の価値の判断、修理・修景の真正性の担保、工事の積算額の妥当性など、専門的知識が必要とされる部分が多く、概して市民も含めた管理・運営体制は取られていないのが現状である。

(3) 「まちづくりファンド」としてのまちづくり活動の支援

いくつかの特徴的な事例がみられた。京都市では、「通り景観の修景」として地域の同意が得られた事業へ助成が受けられ、歴史的環境を基盤とした地域の活動支援という枠組みが設けられている。また、上越市では市民活動拠点となることを前提とした歴史的建造物の保存・活用のための事業が支援対象として採択されている。

一方、その他の事例においては、概して歴史的建造物の保護や歴史的町並みの維持向上など、物的環境の側面に力点が置かれており、活動支援という側面は弱いと言える。

(4) 歴史的環境保全施策としての3タイプ

各自治体の歴史的環境保全施策上の位置づけに関して着目し、分析してみると①重点エリア型、②重要建造物型、③京都型の3つのパターンに分けられることが明らかになった。

①重点エリア型

前節で取り上げた岸和田市、岐阜市をはじめ、高梁市、長浜市、浦添市では、景観計画等で特定された重点エリアを対象として、歴史的建造物の修理や一般建築物の修景を行い、面的に歴史的景観の維持・向上を目的とした施策が展開されている。この種の施策は、一般的に街並み環境整備事業やまちづくり交付金等の国庫補助事業あるいは市の単費による事業として、既に多くの自治体で取り組まれているものであり、歴史的環境保全施策としての新規性はみられない。

さらに、岸和田市、岐阜市、高梁市、長浜市一つの自治体の歴史的環境保全施策を民都機構からの資金拠出を受ける以前から時系列的にみると、民都機構からの資金拠出をきっかけに新規に「歴史まちづくりファンド」を設立し、施策をスタートさせた岐阜市以外は、国庫補助事業や市の単独予算等の別財源によって、同種の施策を実施していたことが分かる。つまり、「重点エリア型」におけるファンド方式は、財源選択に一つのオプションが増えたということであり、歴史的環境保全施策としての基本的特徴としての新規性はない。

図表 3-19 各自治体における従来施策と歴史まちづくりファンドとの関係

	民都機構「住民参加型まちづくりファンド」導入年	重点エリア	民都機構資金導入以前
岸和田市	2009年	本町地区（岸和田城周辺、紀州街道の町並み）	街並み環境整備事業（1993-2003） 市独自ファンド（2004-2008）
岐阜市	2008年	金華地区 （城下町のなかで歴史的建造物が 多く残っている地域）	なし

高梁市	2007年	本町地区 (備中松山城下の商家の町並み)	市単費(1998-2006)
長浜市	2007年	中心市街地	市単費(1987-2008)
浦添市	2009年	仲間地区 (浦添城の周辺地域)	社会資本整備総合交付金(2008-現在)

②重要建造物型

上越市では、ファンドからの助成対象を特定の建築物、すなわち、登録有形文化財と同等の価値を持つと判断された建築物に絞っている。この種の施策に関しては、財源の区別を除けば、既に全国各地での取り組み実績がある。事実、本研究の事例研究を行った京都市や岐阜市では、ファンドとは別の枠組みでこの種のスキームを実施しており、景観重要建造物等に対する保護の仕組みを有している自治体の施策と大きく変わらない。

しかしながら、上越市の施策のユニークな点は、当該の建築物の保存・活用が地域のまちづくりに活かされるかどうかという点を採択の判断基準に置いている。ここにまちづくりファンドとしての性格や意義が現れている。

③京都型

京都市では、市全域のほぼ不特定多数の町家を対象としている。これは、上記の特徴的な性格を持ったエリアに限定する「重点エリア型」や重要な建造物等に対象を絞る「重要建造物型」とは異なる歴史的環境保全施策である。

京都市全体の歴史的環境の基盤となる京町家に関して、重要伝統的建造物群保存地区等の特徴的な性格を持ったエリアに含まれるか、あるいは建造物単体として歴史的、文化的、景観的価値の認められる京町家といったごく一部を除けば、これまで公的資金による修理の対象となることは困難であった。京都市における「歴史まちづくりファンド」を活用した施策は、京町家所有者の競争性、あるいはモデル性も取り入れながら、保全対象の裾野を拡げるという点で、新たな一步を踏み出したと言える。

(5)総合的考察

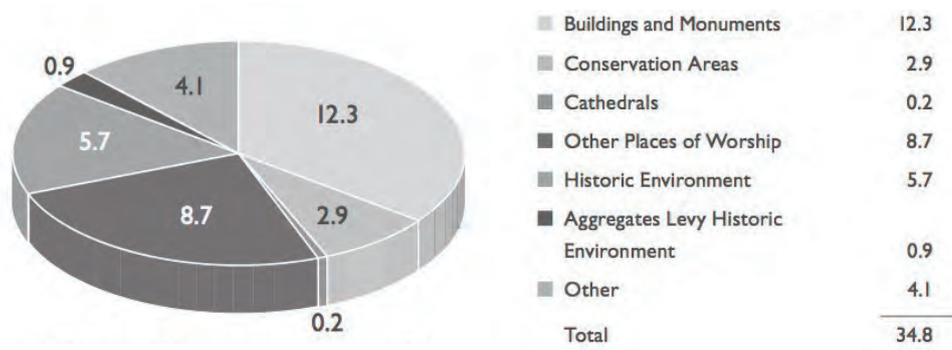
歴史的環境保全施策としてみた場合に、まちづくりファンドとしての特性を踏まえた上越市や京都市などでユニークな取り組みもみられるが、「重点エリア型」に分類される多くの自治体の施策は、財源のオプションの一つとしてファンドを活用しており、いわば財源のオルタナティブとしての歴史まちづくりファンドの位置づけを垣間見ることができる。

4. 英国における基金型歴史まちづくり事業

4-1. 英国における歴史的環境保全の整備事業

英国において、歴史的環境保全に資するための整備事業は数多く存在する。その代表的なものが、歴史的建造物（登録建造物）やモニュメント、教会などを対象としたイングリッシュ・ヘリテイジによる各種補助プログラムである（図表 4-1）。2010 年度の年次報告書によると、34.8 万ポンド（約 44 億 2000 万円³³）が各種事業に投じられている。イングリッシュ・ヘリテイジは、イングランド政府により歴史的環境保護を目的に設立された団体（特殊法人）であり、上記の事業には国家予算が充てられている。なお、同様の役割を有する団体として、ウェールズには CADW、スコットランドにはヒストリック・スコットランドが設立されている。

イングリッシュ・ヘリテイジ同様に歴史的環境保全に大きな影響力を持つのが、国営宝くじを財源としたヘリテイジ・ロッターリー・ファンド [HLF] であり、歴史的建造物、公園・庭園、ランドスケープ等の各種補助事業を有している（図表 4-2）。データは少し古いですが、2005 年度には計 3 億 100 万ポンド（391 億円）が、上記の各種事業に投じられている。なお、HLF は 1993 年の国家遺産法[National Heritage Act]に基づき設立され、財源は国営宝くじ基金[National Lottery Fund]であり、2004 年の時点で国営宝くじの収益のうち 28%が HLF として運用されている³⁴。

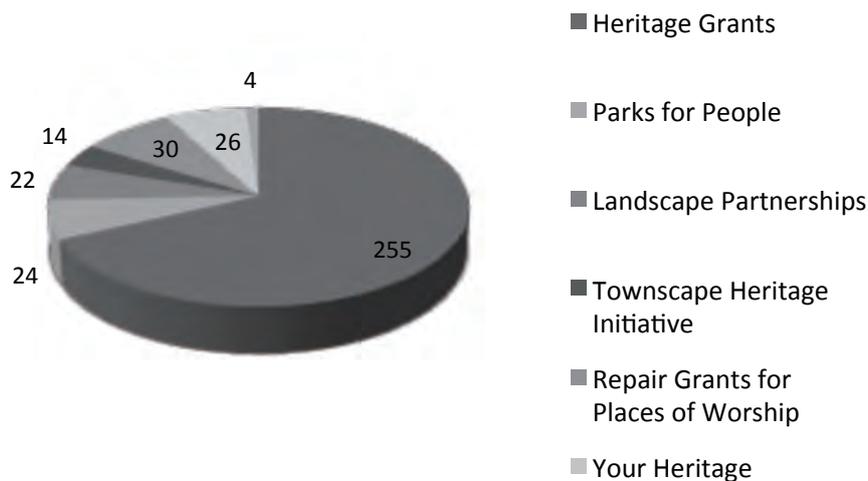


図表 4-1 イングリッシュ・ヘリテイジによる補助対象額とその割合

（出典：ENGLISH HERITAGE ANNUAL REPORT AND ACCOUNTS 2010/11）

³³ 1 ポンド=130 円で換算。以下同様。

³⁴ 坂井文（2008）「英国の国営宝くじ基金にみる公園の整備及び再整備に関する財源確保の手法」, ランドスケープ研究, 71(5), pp-723-726



図表 4-2 HLF の各プログラムに対する投資予定額（2012-2013 年度）

（出典：HLF のウェブサイト）

4-2. 保全地区を対象とした基金型歴史まちづくり事業スキーム

(1) 研究対象としての妥当性

前述の補助プログラムのなかに、イングリッシュ・ヘリテイジは保全地区パートナーシップスキーム [Partnership Schemes in Conservation Areas (PSiCA)]、HLF はタウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブ [Townscape heritage Initiative (THI)] という名称で、保全地区を対象とした歴史まちづくり事業が存在する。両者に共通する特徴として、イングリッシュ・ヘリテイジや HLF という国家レベルの組織から各地方に国家予算または国営宝くじを財源とした想定事業規模に合わせた資金が拠出され、受け手となる各地方は他の資金と合わせてファンドを形成すること、また歴史的建造物の修理等をはじめ歴史的環境保全に資する多種多様な事業が実施可能である（詳細は後述）ことが挙げられる。これらの特徴は、前章で扱ってきた「歴史まちづくりファンド」と類似するものである。そこで、本章では英国における「基金型歴史まちづくり事業スキーム」の事例として、THI の制度的枠組みや運用実態等を明らかにしつつ³⁵、そこから我が国の歴史まちづくりファンドへの示唆を得る。なお、本節の内容は、岡村（2011）³⁶の成果に今回の調査研究で得られた知見を加えたものである。

(2) 制度の歴史的変遷

³⁵ 前者の PSiCA は 2011 年 3 月以降たな申請を受け付けていないため、本研究では THI を中心にみていく。

³⁶ 岡村祐（2011）英国における歴史まちづくり事業タウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブの制度的特徴と運用実態，都市計画論文集，No.46-3, 187-192

保全地区とは、「建築的又は歴史的に特に重要な地区で、その特質又は景観を保存又は向上することが望ましいもの」と定義され、現行制度³⁷としては、1990年計画（登録建造物及び保全地区）法に規定され、2005年現在全英では9000を超える地区が指定されている³⁸。そのため、規模の大きな町や都市では、複数の保全地区を持つことは珍しくない。保全地区内のほぼ全ての建築物の取り壊しに関しては、地方計画当局の認可[conservation area consent: CAC]が必要とされる^{39・40}。

一方、保全に必要な建築物の修理等の事業は別途事業の導入が必要であり、英国では1970年代以降多数の仕組みが創出されてきた。

図表 4-3 英国における歴史的町並み保全に対する補助事業の変遷

西暦	できごと
1979年	Town Scheme の創設
1990年	1990年計画（登録建造物及び保全地区）法に基づくイングリッシュ・ヘリテイジからの補助金交付制度創設
1994年	イングリッシュ・ヘリテイジにより CAPS の創設（～1998年）
1998年	HLF により THI の創設
1999年	HERS の創設

当初は、Town Scheme という名の制度のもとで、予めリストに掲載された建築物を対象に、所有者に対して40%の補助が行われていた。それが1990年代に入ると、まちづくりや都市再生と連動しながら実施されるようになり、1990年には、イングリッシュ・ヘリテイジから交付される仕組みが整備された（1990年計画（登録建造物及び保全地区）法第77条）⁴¹。1994年には、保全地区内の歴史的建造物の修理・活用、雇用機会の創出、経済活性化等、歴史的町並み保全のための総合的な事業を包含した保全地区パートナーシップ[Conservation Area Partnership: CAPs]と呼ばれる補助金制度が創設され、1999年までにイングランド内の357地区において導入された。CAPsでは、地区内の各種事業に対して事業費の50%の助成を受けることが可能となった。また、イングリッシュ・ヘリテイジの財源に加えて、多く民間資金を引き出すことに成功した⁴²。Town Scheme との大き

³⁷ 1967年制定のシビック・アメニティーズ法[Civic Amenities Act]に基づき指定されたのが最初である。その後根拠法は、1971年には都市農村計画法へ移管され、1974年の都市農村アメニティーズ法によって現状変更行為の規制が強化された。

³⁸ 大橋竜太（2007）『英国の建築保存と都市再生』，鹿島出版会，p.376

³⁹ 前掲書 西村（2004），p.440

⁴⁰ CACは、保全地区内の非登録建造物を対象に、建造物を取り壊す場合において、地方計画当局の同意を要するという仕組みであり、再開発後の建築物のデザインも考慮される。

⁴¹ 前掲書 西村（2004），p.433

⁴² CAPSが導入された31地区を対象としたイングリッシュ・ヘリテイジの調査によれば、イングリッシュ・

な違いは、地区内全ての建築物を対象とし、そのなかで自治体が主体的に優先順位をつけながら事業に取り組むことができるという点である。

その後、国内財政事業の悪化等に伴い、より経済的に落ち込んでいるエリア（郊外や住宅地というよりは、産業、商業が落ち込んでいるエリア）を対象とする遺産経済再生スキーム[Heritage Economic Regeneration Scheme: HERS]と名称を変更した。HERSでは、英国政府やEUの都市再生事業も合わせて導入しながら、地方計画当局が実施する歴史的建造物の保存・活用によって新たな投資を呼び込み、中心商店街の活性化や雇用創出を目指す事業に対して、補助金が交付された。さらに、近年は、国、地方、市民、企業等のパートナーシップを重視した保全地区パートナーシップスキーム [Partnership Schemes in Conservation Areas (PSiCA)] へと引き継がれたが、現在は募集停止中である。

一方、本研究が対象とするのは、タウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアティブ [Townscape Heritage Initiative: THI]であり、1998年に創設された。国営宝くじ基金 [National Lottery Fund]を元手とするヘリテイジ・ロタリー・ファンドを財源として、上記のCAPsやHERSがイングランド限定であったのに対して、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドも含めた英国全土に補助対象地域を拡げている。

ヘリテイジからの1万ポンドの投資に対して、その他の公的組織や民間組織からの投資は4万8千ポンドを引き出したという [Pickard (2002) p.113]。

図表 4-4 基金型歴史まちづくり事業の比較表

	CAPS: Conservation Area Partnership Scheme (English Heritage)	HERS: Heritage Economic Regeneration Scheme (English Heritage)	PSICA: Partnership Scheme in Conservation Area (English Heritage)	THI: Townscape Heritage Initiative (Heritage Lottery Fund)
Period of Time	April 1994-1998	April 1999-October 2002	-2011	1998-
Purpose of the Scheme	To replace the former methods of funding in CAs in need to set up definite criteria for the allocation of funding. To delegate the operation of the scheme to local authorities	To revitalize the local and urban economy focusing in commercial and mixed-used area in rundown and deprived conservation areas.	To improve the quality of run-down towns and cities; to encourage inward investment and wider economic and community regeneration; to create new opportunities for local people	To help communities to regenerate Conservation Areas displaying particular social and economic need throughout the United Kingdom
The Number of CAs Selected for Grant (Annual or Total)	115CAs (1994-1995) 130CAs (1995-1996) ? CAs (1996-1997) ? CAs (1997-1998) ? CAs (1998-1999) totally 357CAs	67 CAs (1999-2000)		around 10 CAs per year/ totally over 200 CAs
The Amount of Grant Money	About £ 36 million	About £ 18 million		
Funders (EH/ Local council / / Private Company)	EH/ Local council/ Other regeneration scheme (City Challenge/ Rural Development Commission/ English Partnership/ SRB)	EH/ Local council/ Other regeneration schemes (SRB/ ERDF/ ESF)...	EH/ Local council...	HLF/ Local council / EU/ CADW or HS/ Private company...
Leading organization	Local authority	Local authority	Local authority	Local authority/ local organization
Period of each scheme	3 years	3 years	Maximum 5 years	5 years
Eligible Projects	General structural repairs/ Structural timber or timber frame repairs/ Specialist treatments/ Reinstatement after repair/ Re-roofing and high level repairs/ Chimney repairs/ Leadwork/ rainwater goods/ Brick and stonework repairs and repointing/ Windows, doors and external joinery/ Render repairs and rendering/ External cleaning/ Specialist architectural features/ External works/	Building Repairs/ Reinstating architectural features/ public realm environmental enhancement/ Manage & administration	Building repairs/ Reinstating architectural features/ Work to the public realm/ Management cost and administration/	Repair works to buildings in use/ Restoration of architectural features/ Bringing vacant historic floor space back into use/ Public realm works/ Developing gap sites/ Staff costs and overheads/ Complementary initiatives/ Professional fees/ Planning fees/ Preliminaries/ Archaeological works/ VAT/ Building surveys, feasibility studies, options appraisals and business plans

(3) THI の制度的枠組み

①地域におけるTHIの推進主体と財源

THI を導入する地域では、その推進組織として、代表組織（＝申請組織）を核とした官民協働のパートナーシップによるプロジェクトチームを組織ことが求められる。その構成は地域の事情に依るが、地方自治体の参画は義務づけられ、プロジェクトの実施において重要な役割を果たすことになる。さらに、THI の推進体制としては、プロジェクト担当官 [project officer] や運営委員会 [Steering Committee] といった人・組織がユニークな存在である。前者は、プロジェクトマネージャー（日常的業務）の役割を果たすとともに、一部補助対象の適否の意思決定をすることやプロジェクトへの新たな出資者を探すことなど様々な任務に当たる⁴³。一方、後者は、全ての THI において設立されるわけではなく、役割もそれぞれで異なるが、時に意思決定機関として、時に諮問機関として機能する。

各地域のプロジェクトチームは、HLF からの助成の他、パートナーからの出資やその他の補助スキームからの出資により構成される資金源としてのコモンファンドを設立しなければならない。地域における各種プロジェクトへの補助金の交付はここから支出される。なお、HLF から各地域のコモンファンドへの出資額は、事業期間の 5 年間で 50 万ポンドから 200 万ポンドの範囲、また、出資比率はコモンファンド全体の 20% から 75% の範囲と決められている。

②THIにおいて実施可能なプロジェクト

THI のもとで実施されるプロジェクトは 1) 歴史的建造物の修理、2) 建築意匠の修復、3) 空きスペースの活用、4) 公共空間整備をはじめ表 4-3 にあるとおり 13 種に区分されている。歴史的建造物の修理や建築意匠の復元などの中核的な事業に加え、計画策定のための経費、また専門スタッフ雇用の経費、各種調査等、歴史的町並み保全に関わる幅広いプロジェクトが可能である。また、保全の対象が歴史的建造物だけでなく、地区の歴史的環境を損なう可能性のある空隙地における開発行為も補助の対象になっている。

図表 4-5 THI において実施可能な事業

<p>1. 歴史的建造物の修理</p> <ul style="list-style-type: none">・ 伝統的技法による既存構造の強化・補強・ 梁、桁、屋根、床板、構造用の木材の修理・ 乾腐根絶処理、木材の保護処置・ 伝統的技法による防湿処理・ 地域にける伝統的技法・素材による屋根の葺き替え・ 煙突の修理・ 鉛製品の修理や取り替え、雨樋の修理・ 雨水処理のための装置やシステムの修理

⁴³ HLF は、各地域に対してプロジェクト担当官の雇用を強く薦め、制度上そのための必要経費の支出も想定している。

<ul style="list-style-type: none"> 石、レンガ等の外壁の修理 石造部分やレンガ造部分の再建 窓やドア等の開口装置の模様や装飾の復元 外壁の下塗り、化粧塗り、粗塗りの修理 石造部分やレンガ造部分の洗浄 壁や境界壁の修理
2. 建築意匠上の特徴の修復 <ul style="list-style-type: none"> 建築彫刻、タイル、仕上げ等の特徴的な模様や装飾の修理 軒、帯状の装飾、窓の化粧枠、列柱、片蓋柱等の細かな装飾の修理 その他の建築外面の要素
3. 空きスペースの活用 <ul style="list-style-type: none"> コンバージョン（熱、再考、電力の供給や基本的な装飾のための建築の内外面の改変）に関わる諸工程 コンバージョンにともなう建築行為
4. 公共空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> 舗装の整備 伝統的な壁や柵の整備 補助対象となっている建築物の外構整備 景観阻害要素の除却
5. 空隙地の開発 <ul style="list-style-type: none"> 外観の整備に関する諸側面
6. スタッフ雇用 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト担当官の募集や雇用 行政のサポートスタッフの募集や雇用 調査・分析に関わるコンサルタントの雇用 プロジェクト担当官や協働メンバーの教育 組織運営のための諸経費
7. 補完事業 <ul style="list-style-type: none"> スキームの評価 地域における周知・相談のためのイベント リーフレット等の周知のための印刷物発行 子供や高齢者等の地域の各団体との協働作業 建築請負業者や土地所有者を教育するための技術提供 地域でのイベント企画
8. 報酬費 <ul style="list-style-type: none"> RIBA、RIAS、RICS等に所属する専門家のアドバイザー費用 建築に関わる全ての業務に対する費用
9. 計画費 <ul style="list-style-type: none"> 当該スキームのなかで実施されるプロジェクトに関して、計画許可に関わる費用 建築規則に関わる費用 合意形成を図るための費用
10. 建設行為の準備 <ul style="list-style-type: none"> 安全柵の設置 健康や安全を保障するために必要な物 足場の設置 仮設トイレの設置 仮設建築の建設
11. 考古学調査 <ul style="list-style-type: none"> 当該建造物の原型や発展過程の記録・分析 新築・増改築プロジェクトに関連する考古学的な評価、価値付け、発掘調査 調査結果の分析・報告
12. 価値付加税
13. 建築調査、予備調査、補助的評価、事業計画 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト遂行上の経費（※土地所有者に代わって）

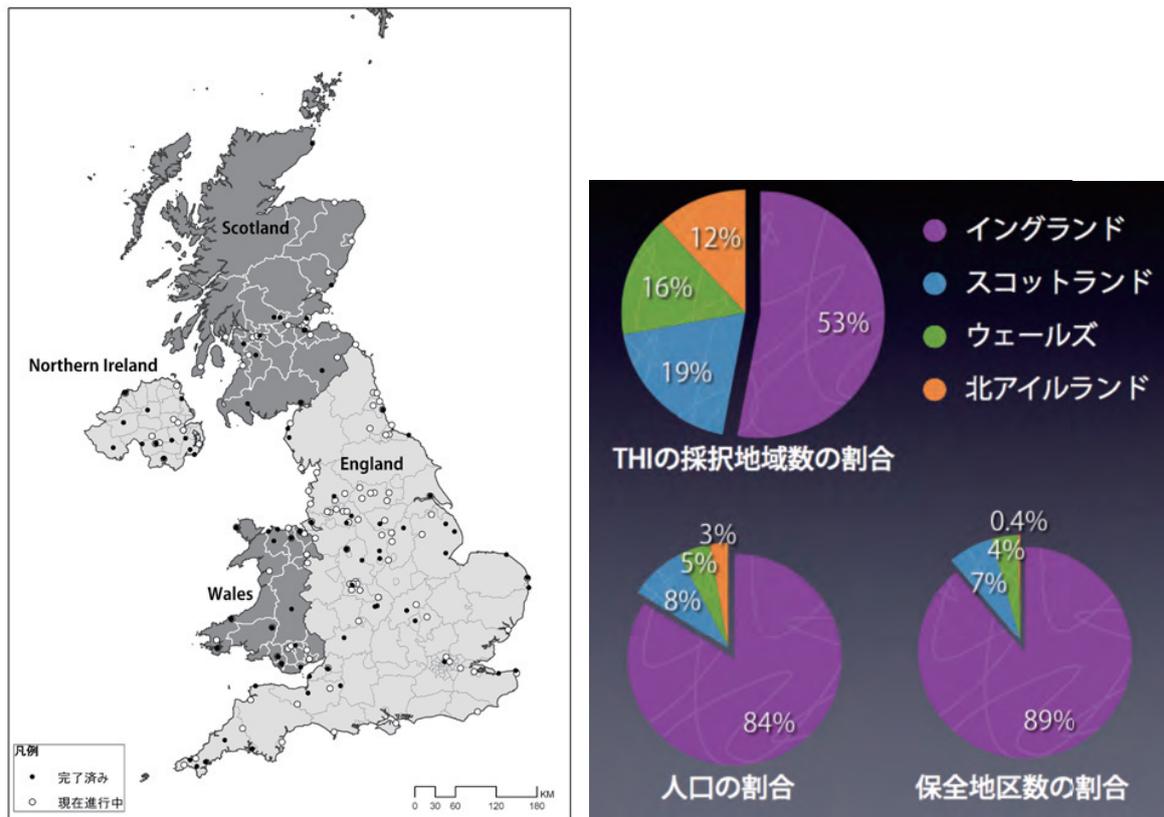
(4) THI の実績

①採択数の推移と地理的分布

制度創設の1998年から2009年まで計522件の申請があり、そのうち完了済み、進行中両者を含めて219件が採択されている。概ね採択率は約50%である。なお、2010年12月現在で、完了済みTHIは96件、進行中THIは123件となっている。また、複数回採択されている地域も存在している。

採択地域は、英国内のイングランドを除いた3地域（スコットランド、ウェールズ、北

アイルランド)においても広く分布し、3地域の採択件数は全体の47%を占め、これは人口比(16.1%)や保全地区数比(12.2%)からすると高い。また、北アイルランドでは保全地区数60に対して、26件が採択されている。これは、過去のイングリッシュ・ヘリテイジが中心となって行ってきた同種の歴史的町並みの保全事業がイングランドに限定されていたのに対して、THIは対象を全英に広げているという制度趣旨を反映した結果であると考えられる。



図表 4-6 THI 採択地域の分布

(出典：岡村 (2011a))

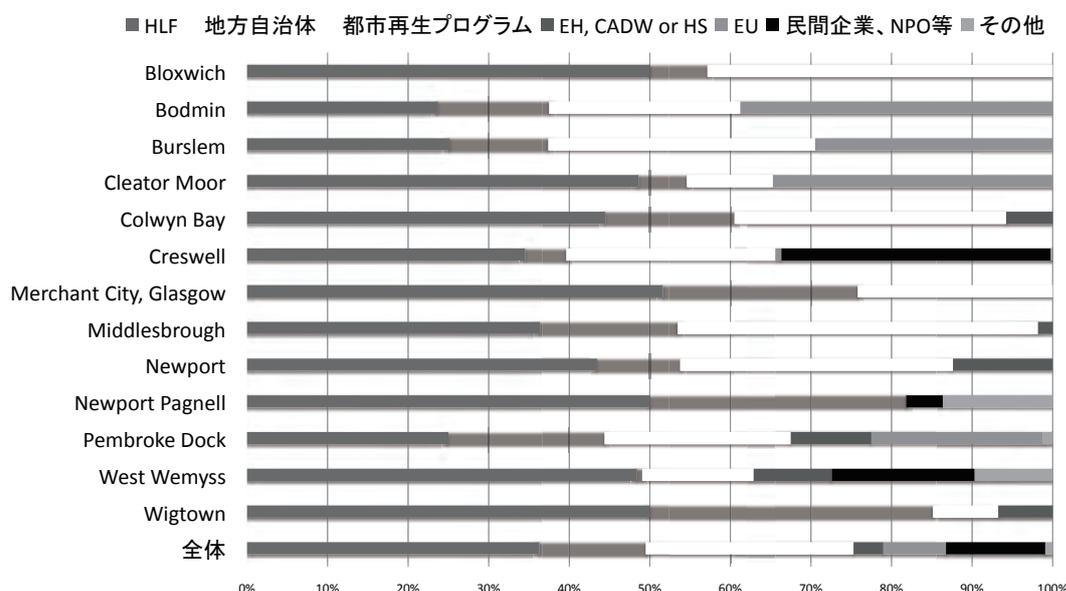
②THIの事業規模・財源

HLFによるTHIとイングリッシュ・ヘリテイジによるCAPs等のスキームは、ほぼ同じ枠組みであるが、大きな違いは予算規模にある。THIでは、1998年から9年間で1億8,700万ポンドの補助金がHLFから約180地区に対して交付されている。一方、CAPsでは、1994年から6年間で357地区に対して3,600万ポンドの補助金が交付されたことと比較すると、THIの一つの地域に対する財政的な影響は非常に大きい。CAPsは、より小さなエリアを対象としたものである。

図表 4-7 THI と CAPs の比較

	THI by HLF	CAPs by EH
期間	9 年間 (1998-2006)	6 年間 (1994-1999)
助成額	1 億 8,700 万£	3,600 万£
対象地区数	約 180 地区	約 360 地区

次に、上記の HLF (2008) ⁴⁴ においてコモンファンドへの出資財源の詳細内訳が明記されている 13 地域を対象にその構成を整理した。



図表 4-8 コモンファンドへの出資財源の構成

(出典：岡村 (2011b) ⁴⁵)

各地域ともに、複数の財源からコモンファンドを構成している。その内訳をみると、主導的立場にある地方自治体(平均 13%)、国の補助金等による都市再生プログラム(同 26%)、イングリッシュ・ヘリテイジ、CADW、ヒストリック・スコットランド等の政府系歴史的環境保全団体(同 4%)、EU の都市再生プログラム(同 8%)となっている。また、民間企業や NPO 等の非公的機関によるコモンファンドへ出資は、12 地域中 3 地域に留まっており、コモンファンド自体は公的資金で賄われていることが分かる。

⁴⁴ Heritage Lottery Find (2008): Townscape Heritage Initiative Schemes Evaluation Five Year Report Final Report

⁴⁵ 前掲

4-3. Townscape Heritage Initiative の実例

(1) ケーススタディの対象と視点

前章で提示した歴史まちづくりファンドへの 4 つの着眼点について、各地域での THI の運用実態からその特徴を整理していきたい。

グラスゴー・マーチャントシティ [Merchant City, Glasgow]、アナン [Annan]、ロングイートン [Long Eaton] の 3 地域をケーススタディの対象として選択した。グラスゴー・マーチャントシティは事業規模が比較的大きい点、対してアナンは規模が小さいが組織・人材面が整っている点、ロングイートンは住民への周知啓発に積極的に取り組んでいるという点で選択した。

前章の日本での事例研究や THI の制度概要を踏まえて、ケーススタディでは、以下の項目について述べる。

地域の歴史的環境と THI の背景

歴史的環境保全施策としての特徴

パートナーシップによる管理・運営

プロジェクト担当官の職能

まちづくり活性化への貢献

(2) グラスゴー・マーチャントシティ

① 地域の歴史的環境と THI の背景

マーチャントシティは、スコットランド最大の都市グラスゴー市中心部の東側に位置し、T 字路とランドマークとなる 19 世紀から 20 世紀初頭の立派な建築物の配置によってパースペクティブな景観（ポワン・ド・ヴュと称される）が布置されている。1987 年に保全地区に指定されている。

1970 年代以降衰退した交易業、造船業に代わり台頭したのが文化芸術産業や文化芸術を資源とした観光業である。このような変化は、主に市の中心市街地西側のブキャナン通りを中心に起こっていたが、東側に位置するマーチャントシティにおける歴史的建造物を活用しながら小規模でニッチな産業を育成することを目的に、THI が導入された。

THI は、最初 2000 年に導入されるが、その後 2006 年には第 2 期へと移行している。英国内では、2 期にわたる最初の支援を受けた自治体である。

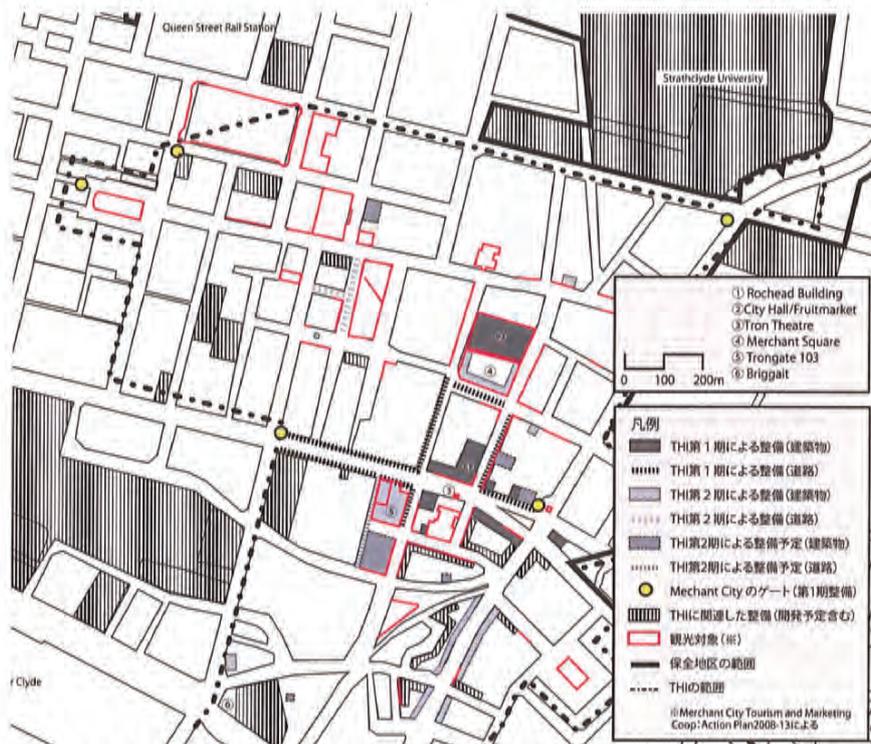
② 歴史的環境保全施策としての特徴

グラスゴー・マーチャントシティでは、THI を導入するに当たって、どのように都市を再生していくかというハード、ソフト両面にわたるアクションプランが立案されている（Five Year Action Plan）。そのなかで THI の果たす役割も明確にされており、単なる歴

史的環境保全というだけでなく、地域の社会、経済の発展に対する大きなビジョンのもとで THI が活用されていることが分かる。それは、スコットランド開発公社からの資金拠出があることから、地域の経済発展の要素が少なからずあることが窺い知れる。

一方、保全地区としての歴史的町並みや歴史的建造物の特性を記した評価報告書や管理計画 [Management Plan] も定められているということや、多くの修理・修景事業が、近代化のなかで失われてしまった要素を取り戻していくという復元的スタンスのもとに進められており、歴史的環境の保全を基盤として都市の再生が実現している。

THI によるハード整備が功を奏し、文化芸術産業や観光産業の振興へとつながるプロジェクトが促進され、歴史的建造物の修理・コンバージョンによりホテル (Rochead Building) や音楽ホール (City Hall) 等が誕生し、また、モニュメント (Tron steeple) の修理や道路美装化が進められた。また、バーやレストランの複合施設 (Merchant Square) や旧倉庫の内部を小空間に区切りスタジオ、ギャラリー、ワークショップスペースへと転用した施設 (Trongate103 や Briggait) が整備されている。

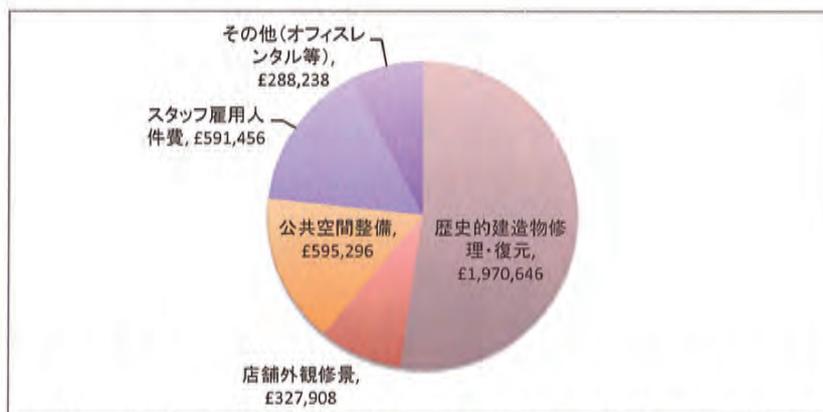


図表 4-9 グラスゴー・マーチャントシティにおけるプロジェクト位置図

(出典：岡村 (2011b) ⁴⁶⁾)



写真 4-1 グラスゴー・マーチャントシティにおける整備状況



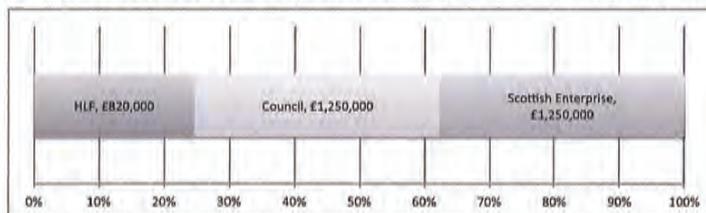
図表 4-10 グラスゴー・マーチャントシティにおけるコモンファンドの使途

③ パートナーシップによる管理・運営

前述のとおり、コモンファンドへの拠出は、HLF に加え、グラスゴー市、スコットランド開発公社と公的機関のみに限られていて、市民や民間企業による資金提供はない。また、本 THI の管理、運営についても、市民団体等も含めた運営委員会などは設置されておらず、後述するようにプロジェクト担当官に強い権限が委ねられている。

市内で活動する様々な団体（例：Glasgow City Heritage Trust、Glasgow Building

Preservation Trust、Workers and Artists studio Provision Scotland 等) とは、THI の下で協働関係にあるというよりはむしろ、プロジェクトベースでの関係性に限られている。



図表 4-11 グラスゴー・マーチャントシティ THI におけるCOMMONファンドへの出資構成

④プロジェクト担当官の職能

建築保存を専門とする主担当者⁴⁷と主に財政的な業務を補佐する担当者が雇用されている。主担当者 Liz Davidson 氏は、THI のもとでプロジェクトを進めるに当たって強い権限を有している。THI の最高意思決定が行われる理事会は、2 人の議員(うち 1 人は議長)、都市計画の上級職員、そしてスコットランド開発公社の職員から構成されるが、Davidson 氏の報告がその理事会で判断される。そういった最終意思決定権限のある人たちと近い立場にいるのが、グラスゴーのプロジェクト担当官である。また、業務内容として特に重要なのが、道路の整備に関して地元自治体からの出資を最大限に引き出すこと、アート施設の整備に対してアート団体等からのさらなる出資を引き出すことなど、公共団体、民間団体と協働しながら多くの資金を獲得することにある。



写真 4-2 グラスゴー・マーチャントシティのプロジェクト担当官 Liz Davidson 氏

(3) アナン

①地域の歴史的環境とTHIの背景

アナンは、アナン川とスコットランド南部の街道の結節点に位置するダンフリース・ギャロウェイカウンシルの拠点都市の一つである(人口 9000 人)。交易業によって 19 世紀に最も栄え、洗練された建築物が多数建設された。1970 年に中心市街地が保全地区に指定された(2003 年に範囲拡張)。

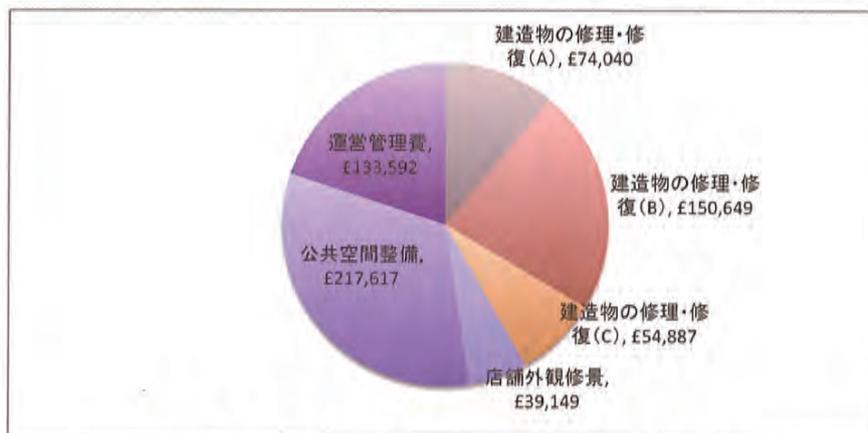
アナンは、近郊の原子力発電所が停止するに当たり、地域の雇用を確保するという目論みもあり、THI は 2005 年から導入された。地元自治体であるダンフリース・ギャロウェイ

⁴⁷ エディンバラで建築保存の修士号を取得。

イカウンシルのイニシアチブのもと、地域において環境保全に取り組む民間の有限会社であるソルウェイ・ヘリテイジ [Solway Heritage]⁴⁸がプロジェクトの管理・運営を担った。

②歴史的環境保全施策としての特徴

アナンでは、THIの導入時にアクションプランが立案された。その内容は、歴史的環境保全に特化したものであり、重要な建造物の措定、推進体制、戦略などから構成されている。保全対象となる建築に優先順位を付け、A、B、Cの3つのグループに分けている。地域のシンボルとなる重要な建築物をA（5棟）、修理に急を要している建築物や保全地区において重要な建築物をB、左記以外の建築物をCとした。それぞれAを1年目、Bを2年目という具合に進めていく予定であったが、実際はそのような進捗状況にない（Aのうち完了は1棟のみ）。それ以外に店舗の前面空間修景や公共空間の高質化が実現した。



図表 4-12 アナンにおけるコモンファンドの使途

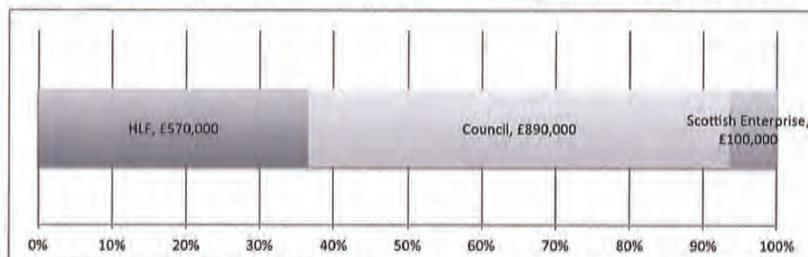


写真 4-3 アナンにおける整備状況

⁴⁸ もともと同じダンフリース・ギャロウェイカウンシル内では、ウィグタウンという町でTHIが導入されいた。その運営を任されていたのが、環境保全に取り組む有限会社ソルウェイ・ヘリテイジ [Solway Heritage]であった。

③ パートナーシップによる管理・運営

ファンドへの出資は、HLF や地元自治体ダンフリース・ギャロウェイカウンシルの他、スコットランド開発公社が加わった。民間からの資金はなく、公的機関に限られている。



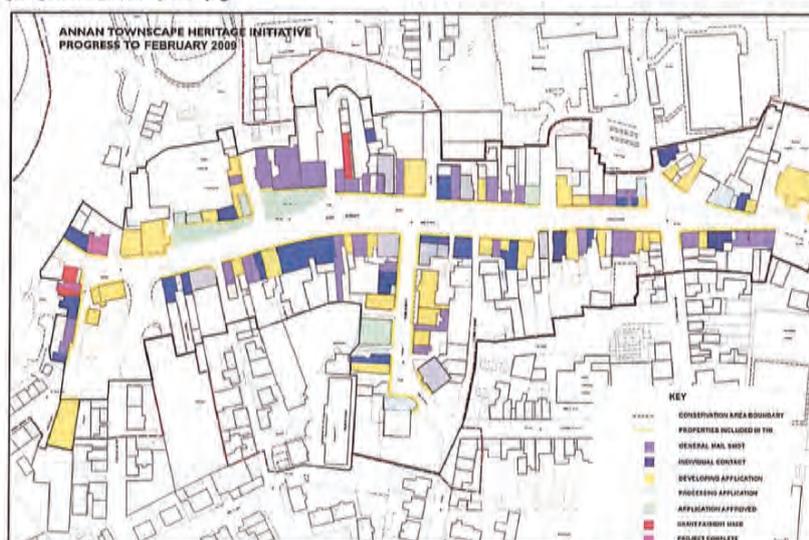
図表 4-13 アンナン THI におけるコモンファンドへの出資構成

THI の管理・運営体制に関わる組織として、ソルウェイ・ヘリテージ、行政（カウンシル）、コミュニティカウンシル、アナンイニシアチブが挙げられる。ソルウェイ・ヘリテージは、プロジェクトの最前線に立ち、建物所有者との交渉や制度の周知活動を行った。

また、THI を監視、支援する組織として運営委員会 [Steering Group] が設置されているが、運営委員会は個々の案件には関わることはない。

④ プロジェクト担当官の職能

アナンでは、ソルウェイ・ヘリテージ所属の建築家で、THI の経験豊富なプロジェクト担当官（かつて同じスコットランドの Stornoway や Wigtown で経験）である Michael Leybourne 氏が就いた。日々アナンの町の最前線に立ち、建物所有者との交渉や制度の周知活動を行った。また、支援対象の適否判断に対する決定権限も有している（運営委員会で審査するようなことはない）。



図表 4-14 プロジェクトの進捗状況を整理した図

※所有者・テナントに対して、どのようなアプローチを取っているか色分けされている

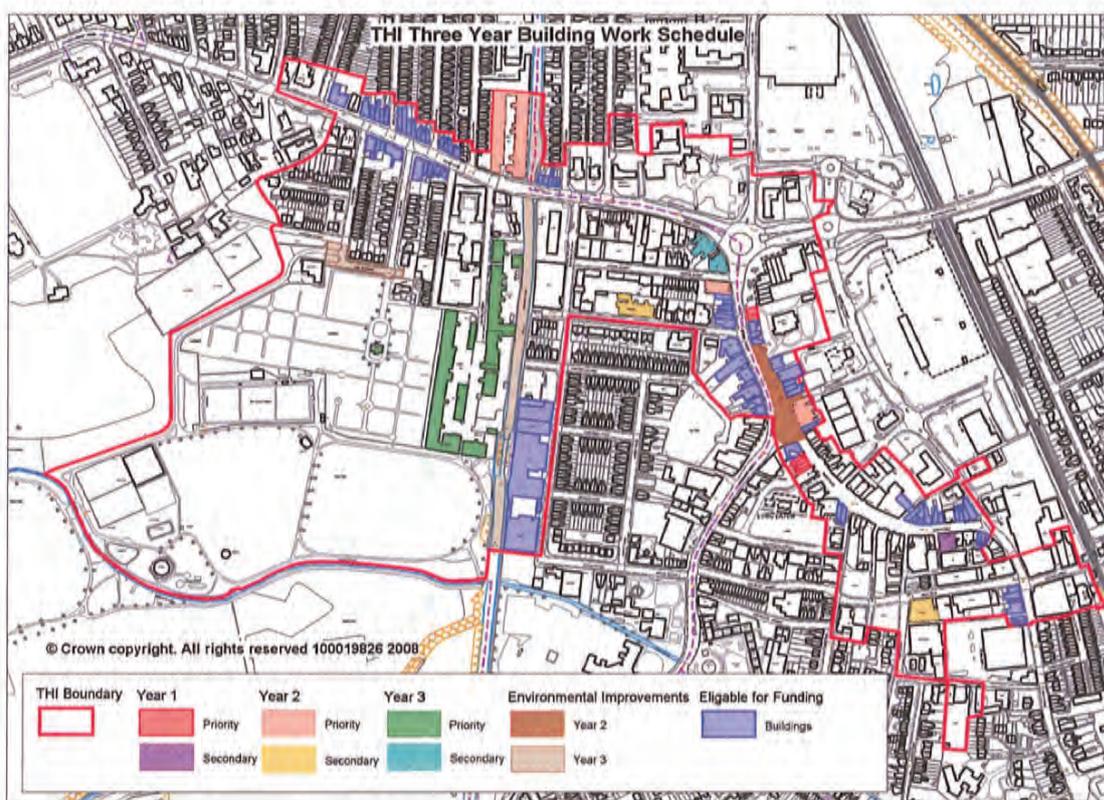
(4) ロングイートン

①地域の歴史的環境とTHIの背景

ロングイートンは、近くにノッティンガムのレース市場やダーウェント溪谷世界遺産が控え、同種の産業遺産が残されている地域である。ロングイートンにおいて THI が導入されているのは、「ロングイートンタウンセンター保全地区」及び「ロングイートンレース工場保全地区」である。THI は、これらの歴史遺産を保存活用するために 2008 年 11 月に導入された。

②歴史的環境保全施策としての特徴

THI を導入するに当たって、歴史的建築物修理に関する 3 年間のアクションプログラム（対象とスケジュール）が立てられた。ただし、これは、所有者の意向にかかわらず立案されたものであり、必ずしもこのとおりに進捗していないが、公共空間の整備（Market Place）や歴史的建造物の修理・修復（カフェ、工場、教会等）、店舗外観の修景が実施されている。

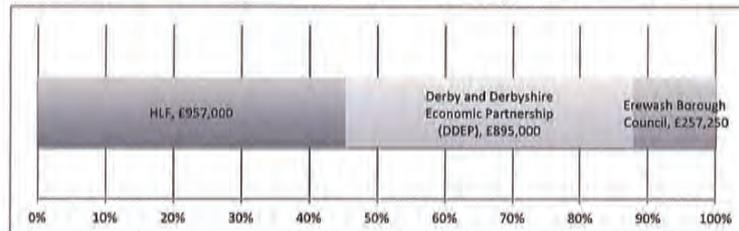


図表 4-15 ロングイートンにおける計画図

③パートナーシップによる管理・運営

ファンドへの出資は HLF、政府系開発公社の Derby and Derbyshire Economic Partnership (DDEP)、地元自治体である Erewash Borough Council から構成される。

DDEP からの出資に関して、今年度 314,000 ポンドの予定のところ 104,000 ポンドしか支払われないという事態に陥り、全体の予算を削減せざるを得なくなっている。



図表 4-16 ロングイートン THI におけるコモンファンドへの出資構成

THI の導入当初、議会メンバーによって意思決定がなされていたが、プロジェクト担当官の尽力によって、地域における官民の各種団体（商工業者、教会、郷土史家等）を集めた運営委員会 [Steering Group] が結成された。運営委員会は、監視監督する役割を担い、透明性を担保している。助成案件やその優先順位の決定に関して意思決定、プロジェクト担当官の決定事項に対する承認を行う。運営委員会は、Council 内部の Council Executive の下部委員会として位置づけられ、規約を有している。

④プロジェクト担当官の職能

ロングイートンでは、前職も別な地域で THI のプロジェクト担当官に就いていたという Francesca Machin（女性）が担当している（学部で農村計画、修士で国際法を研究）。業務としては、THI の全体マネジメント、会計、建物所有者へ制度の説明、建築家との交渉、HLF や運営委員会へのレポート作成など多岐に渡る。また、5,000 ポンド（65 万円）を下回るプロジェクトに関しては、プロジェクト担当官に決定権限がある。一方、5,000 ポンド（65 万円）を上回るものに関しては、運営委員会の承認が必要となる。



写真 4-4 ロングイートンのプロジェクト担当官 Francesca Machin 氏

⑤まちづくり活性化への貢献

ロングイートンでは、住民への周知を重視しており、ニュースレターの発行、「コミュニケーション戦略」の立案、小学生への教育など充実した取り組みを行っている。

4-4. 歴史まちづくりファンドとしての THI の特徴

本章のまとめとして、英国における基金型の歴史まちづくり事業スキームであるタウンスケープ・ヘリテイジ・イニシアチブ：THI の歴史まちづくりファンドとしての特徴を以下の4点にまとめることができる。

(1) 総合的な歴史まちづくり事業の実施

歴史的建造物の修理・修復、店舗ファサードの修景、公共空間整備事業などの中核的な事業に加え、計画策定のための経費、またプロジェクト担当官の雇用経費、各種調査等、幅広いプロジェクトが実施可能である。

特に歴史的建造物の修理・修復に着目すると、保全地区内の非登録建造物 [Listed Building] に対する助成事業としては、THI は非常に大きな規模を有している。各地域での具体的な計画をみると、アナンやロングイトンでは、歴史的建築物の歴史的、景観的重要性からランク付けを行い、THI 導入当初はそのランクに応じた事業計画を立案しているが、これはまちの経済的、社会的側面の活性化とは必ずしもリンクするわけではなく、歴史的環境保全の側面からの計画であって、地域の総合的な将来像を踏まえた計画ではない。また、実際に THI を活用して事業に着手するかどうかは、所有者、テナント次第のところがあり、必ずしも当初計画通りに進んでいるわけでもない。

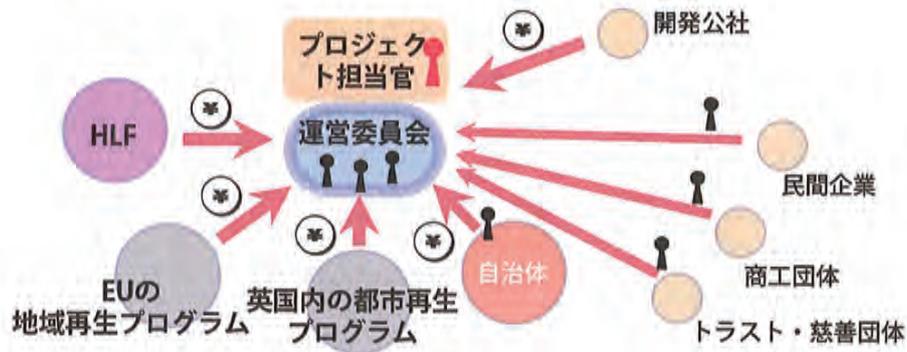
(2) 複数の公的資金から構成されるコモンファンド

各地域のコモンファンドは、HLF と地元自治体の他、複数の歴史的環境保全や都市再生に関わる公的な資金から構成される。歴史的環境保全系のスキーム（ヘリテイジ・ロタリー・ファンド：HLF や政府系の組織：ヒストリック・スコットランド等）や都市再生系の分野（各地方の開発公社、中心市街地活性化のための補助スキーム）の財源を複合的に集め、ファンドを形成していることが特徴である。一方、制度設計上は、官民による資金拠出を目指しているが、市民や NPO 等から THI のコモンファンドへ資金投入は僅かであった。また、ロングイトンの事例でみたように、公的資金の事情も苦しく、開発公社からの拠出は縮減される傾向にあり、財源の維持が課題となっている。

(3) プロジェクト担当官の強い権限

官民の諸団体、議員や行政職員に加え、地域のキーパーソンが加わった運営委員会が設置されるが、地域それぞれで担う役割や全体の体制のなかでの位置づけが異なっている。むしろプロジェクト担当官の権限が強く、運営面でのパートナーシップの側面は弱いと言える。プロジェクト担当官は、日常的な事務処理に従事するとともに、補助対象としての

適否の意思決定を行う（またはそのための報告を行う）。また、もう一つの重要な役割として、プロジェクトへの新たな出資者を探すことや地域の建物所有者やテナント等に対して、THI を周知し、その活用を促すという役割がある。



図表 4-17 各地域における THI の体制・財源

(4) 個々の事情に依る「まちづくり」への対応

「遺産保護技術の習得機会の増進、住民参加の増加、保全管理や維持へのアプローチを改善する」が THI の目的の一つに据えられ、ニュースレター等による地域に対して THI の制度周知、子ども教育に積極的な事例（ロングイトン）や建造物の活用やそこでの市民活動を捉えたアクションプランを立案している事例（グラスゴー）等みられるが、共通した規則や方法論があるわけではない。

5. 我が国における歴史まちづくりファンドの展開可能性

我が国の民都機構の資金を活用した歴史まちづくりファンド(3章)、及び英国における基金型歴史まちづくり事業スキームとしてのTHI(4章)の制度的枠組みや運用実態を踏まえて、本章では本研究の結びにかえて、我が国における歴史まちづくりファンドの展開可能性を論及する。

5-1. 総合的な歴史まちづくりへの対応とそのための財源の確保

我が国の歴史まちづくりファンドは、歴史的環境保全施策の観点からすると、財源のオルタナティブの一つとしての位置づけが強く、景観上、歴史上重要な地区の歴史的建造物の修理や一般建築物の修景事業に対する補助を行うというのが、基本的な性格である。また、まちづくりファンド特有の市民を巻き込んだ運営体制やまちづくり活動の活性化支援などの側面において、注力している事例は見られなかった。

しかしながら、歴史まちづくり法の制定とそれに基づく各地での歴史的風致維持向上計画の策定、あるいは歴史文化基本構想(2008~2010年度文化庁モデル事業)にみられるように、建造物にとどまらない史跡や自然環境、無形遺産なども含めた総合的な歴史的環境保全に関する整備の需要は高まっており、歴史まちづくりファンドにおいても、こうした歴史的環境保全の潮流を踏まえた仕組み作りが求められると考える。

とはいえ、国及び地方の財政状況は厳しく、それらに対して十分な国庫補助事業や自治体独自の事業を実施することが難しくなっているという現状⁴⁹を考えると、複数の財源から得た資金をファンド化した上で、総合的な歴史的環境保全の各種事業に充てるというスキームに期待が寄せられる。そのためには、ファンドを形成するための財源の確保が最重要課題であり、英国のTHIのような、歴史的環境保全系、都市再生系など公的な財源を複数活用できるような仕組み、もしくは京都市で既に取り組みされているような企業や市民からの寄付を募る仕組みを拡充していくことが必要であろう。

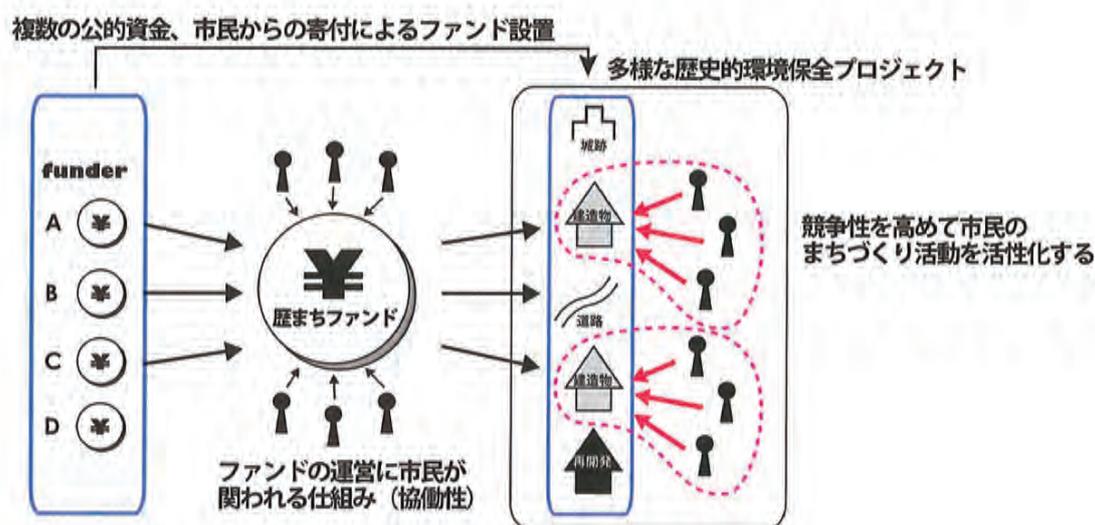
5-2. 歴史遺産を活かしたまちづくり活動支援強化への対応とそのための管理・運営体制の改善

我が国の歴史まちづくりファンドは、一部の事例を除けば、本来「まちづくりファンド」

⁴⁹ 歴史的風致維持向上計画を実現させるための事業としての歴史的環境形成総合支援事業(国庫補助事業)は、事実上の廃止が決まっており、各自治体において総合的に事業を進めることが難しくなっている。

が強みとしている、まちづくり⁵⁰や日常的な市民活動の活性化に寄与するというよりは、歴史的建造物を中心とした物的な環境の維持向上が主たる目的になっている。

上越市のようにまちづくりへの貢献度合いを審査基準として明確にするということや、競争性を高める工夫、そしてそれに伴って市民も含めたファンド運営の方法を検討する必要がある。ただし、この部分の方法論に関しては、既に「まちづくりファンド」のなかで蓄積されてものが過分にあり、それらを先行事例として参照していく必要がある。



図表 5-1 歴史まちづくりファンドの発展型

⁵⁰ 狭義の意味での市民が主体的に地域の物的環境の向上を目的に活動するということ。